

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成21年11月11日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（嶋野浩一朗委員）	
認定第7号の審査	11
質疑（弘豊委員、本保加津枝委員）	
認定第3号及び認定第4号の審査	15
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員、嶋野浩一朗委員）	
認定第9号の審査	38
質疑（本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員）	
認定第8号の審査	43
質疑（本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員）	
採決	53
閉会の宣告	53

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年11月11日(水) 午前10時 開会
午後3時53分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 嶋野浩一朗 委員 本保加津枝
委員 上村高義 委員 弘 豊 委員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 水田和男 同部次長兼自治振興課長 杉本正彦
同部参事兼市民課長 萩原 明 産業振興課長 鈴木康之 同課参事 田橋正一
環境業務課長 早川 茂 環境センター長 上村裕幸 環境対策課長 池上敦実
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部理事 福永富美子
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘 同部参事兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼健康推進課長 阪口 昇 同部参事兼こども育成課長 稲村幸子
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 生活支援課長 東澗順二
障害福祉課長 吉田量治 介護保険課長 山田雅也 国保年金課参事 大嶋良一
同課参事 寺田 博 健康推進課参事 前野さゆみ
こども育成課参事 船寺順治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第7号 平成20年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算
認定の件
認定第3号 平成20年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第4号 平成20年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第9号 平成20年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成20年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○森西正委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の質疑を行います。

それでは、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。

先日の委員会に続きまして、2回目の質問させていただきたいと思います。

まず、コミュニティソーシャルワーク事業でございますけれども、登阪次長から答弁いただきまして、この事業自体が、まさしく草創期であるということで、事務報告書の内容を拝見しておりますと、いろいろと地域の中で、この事業を浸透させるということで駆け回っておられるのかなというような印象を強く受けたわけなんです。

そういう中で、先週の委員会の中で、私が一例として申し上げたんですけれども、こういった事業については、なかなか対応先がどこであるのか、難しいなというような答弁もいただきました。

やはり地域で、本当にいろんな方がいろんな思いで生活されておられるということで、しっかりと、そういう現状の中で対応していただきたいなというふうに考えておるんですけれども。

このコミュニティソーシャルワーク事業、20年度の事業が終わった中で、一定精査をされて、今、21年度、いろいろと事業をされておられると思うんですけれども、今後どのように向かっていけるのか、ちょっと決算と離れてしまうんですけれども、21年度の中で何か今までと違った動きがあるのか、ぜひそこら辺のこともお聞かせをいただきたいと

思います。

それと、ひとり暮らしの高齢者あるいは障害者の方の安全対策ということで、緊急通報装置、そういった制度があるんだという話なんですけれども、利用料の負担ということも考えていきながら、この対象を今後どうしていくのか、検討していきたいという答弁をいただいたわけなんですけれども。

私はこの制度は非常に大きな可能性を秘めているというふうに考えておりました、これも先週の委員会の中で、例として挙げさせていただいたケースもあるわけで、また、これから高齢化がどんどん進んでいくと。高齢者だけの世帯といったものも、やはりこれからふえていくだろうということ考えた場合に、このような装置が浸透していきながら、対象を広げていくということも非常に重要であろうというふうに考えておりますので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいということで、これも要望をお願いしたいと思います。

続きまして、ファミリーサポートセンター運営事業でありますけれども、以前の一般質問の中でも、援助会員の増をいかに図っていくのか、これが重要でありませんかというようなお話させていただきました。そこは、恐らく当局と同じような思いを私も抱いているんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。

もう1点気になったのが、本保委員の質問の中で稲村参事がおっしゃられた答弁なんですけれども、結局、今までこの制度を知らなかったと。実際知ってみて、利用希望者どれくらいおられるのかということで、割合をお話されておられました。就学前だったですかね、いろいろと区分を分けられて、利用希望の割合を答

弁されておられたんですけれども、その割合が、やはり低いんじゃないのかなという印象を受けるわけなんです。ということは、やはり実際利用する方からして、本当にこれが利用しやすいものになっているのかということをおま一度検証していかなあかんのじゃないかなというふうに思うわけなんです。

これは、私が以前、多分、参事にも以前お話させていただいたことあると思うんですけれども、こういうサービスを利用したいときというのがあるんだよと。例えば、自分に幼稚園に通っている子どもがいて、さらにその弟あるいは妹がいると。弟や妹が急に体調を崩して、しかし、上のお兄ちゃんかお姉ちゃんを幼稚園に連れていかなあかんというときに、この下の子を病院に連れて行ってほしいんやと、あるいは上の子を幼稚園に連れて行ってほしいんやと。そういう急な状況に対応できるということが、私は本当の利用しやすいサービスになっていくんじゃないのかなというふうに思うわけなんです。

そうことを以前お話をさせていただいて、わかるんですけども、非常に難しいという内容のお話をさせていただいたことがあるんですけれども、それであるならば、本来、利用される方が利用しづらい制度であるならば、私は、これを続けている意味ってあるのかなと考えるわけなんです。ぜひそこら辺のことは、本当に利用しやすいものにしていただきたいと思うんですけれども、今どのようなお考えをお持ちなのか、ぜひこの点もお聞かせをいただければなというふうに思いますので、お願いをします。

続きまして、小学校の給食の残菜の堆肥化ということなんですけれども、年々減っているんだと。平成13年から進め

られて、啓発も一定できているんじゃないかというように考えておられるということなんですけれども、年々減っているということはどうなのかな。

私、正直詳しくわかりませんが、13年から20年にかけて、児童の数がどう変わっていったのか。堆肥にする量、給食の残菜の量といったものが、それに比例する形で減っているとすれば、私は、それは啓発が進んだと言わないというふうに思うんですけれども。その減り方ですよ、それはどのようなものであるのか、一定数字を示していただきながら、そのご認識をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それと、エコアクション21のことについてなんですけれども、8月に650事業所にアンケートをとられて、その全事業所に講習会のご案内が出されたということで、これは市内の事業所にどんどん進めていかれようという思いが感じ取れるわけなんですけれども。

私も、2008年度の環境活動レポートといったものを拝見させていただきました。摂津市が環境のまち摂津といったことを全国にアピールしていくんだという思いを強く感じたわけなんですけれども。やはりエコアクション21をまずは行政がとられたということは、今後、市内の事業所にどうやって広めていくのか。このことを一つのこととして進めていかれようとしているんだというふうに思うんですけれども。その進め方、確かにご案内が出されたということであるんですけれども、どれほどの事業所がこれから参画をしていただけるのかということについては、やはり私は一定行政として工夫をしながら、何かインセンティブがあるような形で誘導していくということが重要ではないのかなというふうに考えて

おるんですけれども、この点につきましても、今後の広げ方ということについて、お聞かせをいただければなというふうに思います。

それと、食に関する啓発ということで、先ほど答弁いただいたんですけれども、これは3回目に、小学校の給食の残菜のことと絡めて、いま一度お聞きしたいと思っておりますので、2回目、以上でお願いしたいと思っております。

○森西正委員長 答弁求めます。登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、CSW、コミュニティソーシャルワーク事業について、ご答弁申し上げます。

特に、20年度の取り組みを踏まえて、21年度違った動きがあるのかというご質問についてでございますが、まずはCSW事業そのものが、当初、平成16年度から平成20年度までの区切りのある事業ということで、そして、実際の問題といたしましては、平成21年度からこれまでの府の補助金から、いわゆる府の交付金の対象事業に変わるといような状況の変化がございました。

それと、もう一つは、平成20年度から保健福祉部におきまして、地域福祉課という新しい課を設置しまして1年がたって、2年目に入るとい、そういった状況の中で、地域包括支援センターとCSW事業を一体的に取り組んでいくことが地域の課題に対応することができ、また、専門的な職員のチームの力として対応していけるのではないかとということで、21年度からは地域包括支援センターと一体的な形になって取り組んでおります。

その具体的な内容につきましては、まず相談事業の充実だというふうに考えております。事務報告等に掲載させていただいておりますように、多種多様な対象

者や相談内容に応じていくとともに、なかなか市役所まで相談に來れないとか、この間もご答弁いたしましたけども、そういった観点から、地域福祉活動拠点や、そういった地域の社会資源を利用した形での相談事業を、まだまだ月1回、月2回という程度でございますけれども、進めさせていただいております。

それから、新しい課題ということで、ほかの委員からもご質問が出ておりましたけれども、例えば、ごみ屋敷の問題等につきましても、自治振興課あるいは環境業務課等と連携いたしまして、実際にそういった状態になっておられる方につきましては、いろんな問題を抱えておられるということで、行政処分的な対応だけでは、対応できない部分が結構ございますので、そういった方たちに対して関係をつくっていく中で、実際に困っておられる方、困っておられるところ、自分自身で対応できない部分について、それを支援していくというような取り組みを進めているところでございます。

それから、もう一つは、本来、CSWは高齢者だけに限らず、子育て中の親御さんや、その他障害のある方、その他いろんな課題を持っておられる方を対象とするわけですけれども、人数の点等からいいますと、高齢者の方が非常に多いわけでございますので、そういう意味では、高齢者の方を中心とした、介護予防の取り組みを強めていく、CSWとしてかわっていく必要があるだろうと。具体的には、地域の公民館や地域福祉活動拠点等を活用した自主グループといった、そういった地域で実際に介護予防、健康づくりの取り組みをしていただけるようなグループを育てていくことが、重要な業務だというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、例えば21

年度におきましては、まずはリピート山中さんという摂津の体操三部作を作詞作曲していただいた方を味生公民館に呼ばせていただいて、一つのイベントを打つ。その後、味生公民館と共同で介護予防講座を打つ。きょう、実は介護予防講座は終わるんですけども、その中から自主グループができてくるというような取り組みになっております。

これも現在、市内に30近くの自主グループございますけれども、たまたま味生の一津屋地域には自主グループがないということで、ことしは、そこに自主グループをつくっていきこうということで、戦略的というほど大層なものではございませんけれども、そこをひとつ集中をして取り組んでいきこうといったような形での取り組み方を進めているところでございます。

そういったような形で、地域包括と一体となることによって、市全体の相談事業や介護予防関係の事業に、CSWとしても大きな役割を果たせるのではないかとということで、取り組んでおります。

○森西正委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 ファミリーサポートセンターの運営事業について、お答えさせていただきます。

今、嶋野委員からのご質問の中で、7%ないし5%ということで、先日、ご答弁させていただいたんですけども、利用意向が非常に低いというご指摘がございましたが、子育てに関するアンケート調査の結果でございますので、就学前の子どもさんですと、四十数%の方がファミリーサポートセンター事業そのものを知らないとお答えになったアンケートからの結果でございます。

アンケートを実施したことによりまして、それをお読みいただいた方には、こ

ういう制度があるんだなということを知った方もいらっしゃるかとは思いますが。

5%といたしますと、小学生までのお子さんでいいましたら400人ぐらいの数になりますので、今回、意向があるということに丸をいただいただけではありませんけれども、そういう方々に会員になっていただくということになりますと、非常に大きな数になるのではないかなというふうには思っております。

前回にも申し上げましたけれども、まずは広く知らせることが第一ということで、今後にはなりますが、生まれられた方全員に知らせる方法につきまして、ファミリーサポートセンターのチラシを小さなものにして、出生届のときですとか、あるいは4か月健診のときですとか、全員に配布できるような形はとっていききたいというふうには思っております。

また、毎年、小・中学校には子どもさんを通して、保護者の方に伝わるように、ファミリーサポートセンターのチラシをお配りしております。なかなかそのことが会員の増という形にはつながってはおりませんが、まずお知らせすることでは、これについても続けていききたいというふうには考えております。

非常に利用しにくいものになっているのではないかとご指摘でございますが、前回にもお話をさせていただきましたけれども、ちょうど援助をする方と利用する方のニーズといたしますか、それがぴたり合うということになりますと、何度も回数を重ねて、利用していただけるというようなことが実態になっておりますので、広く会員をふやすということが、やはり何よりも大事なことはないかなというふうには思っております。

先ほど言われた緊急時、幼稚園の送迎

の問題とか、一緒に幼稚園に通われる方が、一緒に連れて行ってあげるよというように送迎していただくと、そういうような関係づくりというのも非常に大事なと思うんですけれども。地域の中でそういう関係をつくっていくためにも、このファミリーサポートセンターの事業そのものが有効なところがあると思っておりますので、両方会員の方というの、もっと呼びかけていく。同じ子育て世代の方同士が、子育てを助け合っていくという意味で、両方会員の方についても重点的に声をかけていくというような方法を子育て世帯の方が集まられるような場を通して、イベントですとか、地域の支援センターや広場事業とか、そういうようなところのスタッフを介しながら、いろいろな方策をもって広めていければというふうに考えております。

○森西正委員長 上村センター長。

○上村環境センター長 残菜堆肥化事業について、2回目の質問にお答えしたいと思います。

実際事業を始めましたのは14年度の途中、2学期からでございます、現在、20年度まで7年間たっております。先日も委員が言われましたように、この事業は盛況になるほどだめな事業だということで、これはいつかは使命を終えるのが一番よい事業だと思います。

回収量なんですけども、平成14年度は途中ですが、平成15年度に回収量65トンということで、以下、64トン、59トン、60トン、58トン、20年度が52トンということで、減少しているというようなことなんです。

小学生に対して、食育も含めまして、給食のことにつきましては、当初、始めて2年目の平成15年に教育委員会の校務員と調理員と、うちの方の担当者で、

実際、綾部市の小学校で、各小学校ごとに給食の残菜を堆肥化しているというふうなことを伺いまして、視察に行かせてもらった経緯がございます。

そういう中で感じるのは、自分たちが出した給食の残りというのは、実際、自分たちで堆肥化して、どうなっていくかというのを、そういうのを見てもらうというのが、一番教育になるのかなということを考えてまして、そういうことはできないかなということで、検討したことがございます。実際、それは教育委員会の連携も当然必要ということでありまして、進まなかったんですけども。

もっとも啓発で行っていますのは、小学4年生が環境教育ということで、必ず環境センターへ施設見学に来られます。その際、必ず給食の残菜からの堆肥をお配りしまして、これはこういう形で出たもんですよ、給食を残したらだめですよということを、説明会で啓発をさせていただいています。

今のところ、その程度の啓発なんですけど、やはり回収量も確かに減ってきているんですけども、量ですね、いろいろ各学校ごとに統計をとりまして、一応集計をとって、ここの学校多いですよ、少ないですよということも言ったときもあるんですけど、きちんと教育委員会と連携がとれていませんと、給食調理員とか栄養士に対して失礼に当たるようなこともありますので、もうちょっと、その辺きっちり当初から連携をとってやるべきだったなというふうに思います。今後も続けていくんですけども、その辺、連携をとって、小学生が見学に来られた際、食育の問題をきちんとやっていかなければあかんというふうに考えております。

この事業は、20年度まで環境センター

の事業として行っておったんですけれども、21年度からは環境業務課に所管替えをいたしております。今後は環境業務課もそういう方向でやっていただけるといふふうに思っております。

○森西正委員長 早川課長。

○早川環境業務課長 エコアクション21の取り組みについて、2回目の答弁の方をさせていただきます。

先ほど言われてましたように、9月に2,000社、エコアクション21取得に向けた説明会というのを開催させていただいております。これは商工会の会員の方を商工会の協力を得まして送らせていただきました。これをもとに説明会の方に10数社来られてます。来られまして、説明会の後に、11月に、今度は実際のエコアクション取得に向けた講習会というのを開催しております、これが約3回、3回が終われば取得にほぼなるというところまでいく講習ですね、それが11月から始まっております。

それが約五、六社来られていまして、大体取得に向けた取り組みをこれからされるという形で、急な取り組みだったので、急に、8月にエコアクション21という大阪事務局の方が8月に来られまして、取り組みしないかということで、急な取り組みだったということで、数が少ないということで、若干申込数が少なかったという点もあります。

また、摂津市の場合は中小企業が多いですので、やっぱり資金面が大変だということで、その点で申し込みというのが少ないと思われまます。

その点がありまして、吹田、茨木におきましては、補助を出されているというのもありますんで、摂津市の方も補助も考えまして、来年度以降、また取り組み、募集ですね、考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 コミュニティソーシャルワーク事業につきまして、再度答弁いただきまして、これから包括支援センターと一体になって、いろいろと事業を行っていくんだというふうなお話なんですけれども、やはり、私は次長の答弁の中であった、なかなか自分でできないことに対して、いかに対応していくのかということが大事なんだというお話だったと思うんですけれども、やはりそういうことになっていくと。

その中で包括支援センターとともになって、司令塔のような役割を果たしていただくということが大事じゃないのかなというふうに考えておりますので、そのためには、やはり地域の中で、どんな暮らしをされておられるのか、どんな思いで暮らしておられるのか、しっかりと、まず肌感覚でつかんでいただいて、今後、さらに生きた事業としていただきますように、要望とさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、ファミリーサポートセンター運営事業につきまして、再度、これも答弁いただきました。例えば、4%や5%の割合で、400人程度が対象者となるということで、これは意味があるんだよというふうなお話だったわけなんですけれども、やはりこれがもっともっと利用されていくということになっていくべきでないのかなというふうに思っているんですね。

実は、私、四、五年、あるいは六、七年前かもしれないけれど、テレビで見た話なんですけれども、愛知県の刈谷市というところで、非常に出生率が高かったんですね。全国と比べて異常に高いと。これ何でやねんということで調査をして

いくと、ファミリーサポートセンター事業が、物すごい根づいてると。本当に気軽に自分の子どもが、地域の方のところでお世話になるというような取り組みが進んでいるんだというお話をお聞きしまして、これ、摂津市も進めていくべきじゃないのかなというふうなことを思いまして、そのときに実際に、参事にもお伝えさせていただいたんですけれども。

この事業をどんどん進めていくということが、私は、やはり大事だなと思っていまして、そのためには、急な場合にも対応していくということですので、結局会員をふやしていくと。会員がふえていくと、急な場合にも応じていただける方がふえてくるわけですから、可能性がある方がふえてくるわけですから、ぜひ会員をふやすということで、先ほどもご答弁いただきまして、いろんな取り組みをしていただいているわけなんですけれども、ぜひこれは、さらにさらに会員をふやすということを進めていただきたいなということで、これも要望として申し上げます。

それと、小学校の給食の残菜の堆肥化という事業なんですけれども、残菜、残った量ですね、14年からということで、僕、勘違いしてましたけれども、15年から比べると、20年は約8割になっているということで、相当減っているのかなというふうに数字だけ見ると思うわけなんですけれども。これ偶然なのか必然なのかわかりませんが、きのう、鳥飼北小学校で給食試食会というのがありまして、そこに私行ってませんけれども、行ってきた人のお話を聞いてきたんですけれども、一言で言うと驚いたと。こんなに給食の残菜というか、残りがあつたんだと驚いたというお話なんです。

その中でも非常にショックであったの

は、全く食べていない、手つかずのパンがそのまま捨てられていると。私たちの子ども時代を思い返すと、給食を食べられなかった子どもは、多分、パンとかは持って帰ってたと思うんですよ。今では簡単に捨てるんだなという状況になっているのなら、これが非常にショックだったというお話をお聞きをしてきました。

ですから、啓発が一定進んできたということで、また小学校4年生にもセンターに招いて、いろいろと啓発のこともしているんだというお話なんですけれども、もっともっとそれ以前にできることがあるんじゃないかなと思うんですね。

もし、パンが減るだけでも、相当に減っていくんじゃないかなと思うんですね。21年度からは環境業務課が所管ということで、ぜひその点も学校現場でもっと指導していただきたいと。こんなことじゃだめですよということで、私は指導していただきたいなというふうに思いますし、また、食育の推進ということで言うならば、当然、対象は子どもだけではありませんけれども、そういう状況にあるんですよ、今。子どもたちは、恐らくパンを残すなんていうのが、そんなに罪の意識がないというか、罪悪感がないというか、普通になっているんじゃないかなと。そういう感覚にあるんじゃないかなと思うわけなんです。

ぜひそういったことも、もっともっと啓発していかないと、私は非常に怖い世の中になるんじゃないかなというふうに危惧をしておりますので、ぜひこれは積極的に教育現場に対しても指導していくということで、お願いしたいと思いますし、もっともっと現場の状況を見ていただきたいなというふうに思いますので、これも要望として申し上げます。

エコアクション21のことにつきまして

て、課長からご答弁いただきました。1月から講習会を開いて、今、五、六社の方が参加しておられるということで、8月に大阪事務所からの要請があって、急なことであったのというお話であるんですけども、しかし、私は、エコアクション21を行政が取っていくということはどういうことであるのか、そのときから私はやはり絵を描いてなかったらあかんかったんじゃないかなと思うわけなんです。つまり、行政が取ることが、最終ゴールじゃないと。これを一つのこととして、市内の事業所で進めていくということを考えたときには、やはり取ったその次の段階として、どういうアクションが要ったのかということが、私はその取る以前から絵に想定をされていて、その動きといったものが具体的にされていくということが重要ではなかったのかなあと思うわけなんです。

これは、まさしく行政としての根本的な施策であると思っていますし、これからの課題として、例えば茨木市なんかではエコアクション21を取得するにつれて、資金面での補助をしておられるというようなお話があったわけなんですけれども、副市長おられるので、今後環境のまち摂津といったことを全国にPRしていくという際には、やはり1社でも多くの市内の事業所がエコアクション21を取っていかれるということが重要であることは間違いないことであると思うんですけども、それについて、どういった戦略をお持ちであるのか、ぜひこの際、副市長にお聞きしたいと思いますので、この点だけお願いしたいと思います。

○森西正委員長 水田部長。

○水田生活環境部長 エコアクション21認証取得なんですけども、これまで我々は一炉運転を目指してごみの減量に

取り組んでまいりました。それぞれいろいろな取り組みも行ってまいりました。資源の分別もそうですけれども。最終的にはやはりごみ減量だけではなく、公共施設、環境センター、環境業務課そのものが電力であろうがすべて省エネも考えていかないといけないというふうな中で、ごみの減量の取り組みの一環として中小企業を対象としたエコアクション21があるということで、申請して認証取得しました。我々、いろいろ議論を重ねてまいりまして、認証取得した後をどうしていくんだということで、まずは足下を見ていかなあかん。公共施設はまず何とかしよう。その後に市民、事業所に対してアピールしたいということで、事業所のごみの減量も取り組んでおりますので、議論ではそういう啓発も行っている中でエコアクション21のアピールをしていこうというふうな意見もございました。

課長からも説明させていただきました事業所の講習というのは、自治体イニシアチブプログラムという名称で、自治体の中で会場を設営して事務局が説明していく。その中で、3回か4回の講習の中で、それぞれの事業所に合った活動レポートのサンプルをつくっていただいて、そこで認証取得のための判断をしていただくということを、一つ我々としては今後委員おっしゃっておられますように、市民重視でどうして取り組んでいくんだと、これも私は一つの方法だと思います。ですから今後、これが1回目ですけど、来年も取得はあるということを聞いておりますので、そういう取り組みとしてやっていきたいと。それと、我々独自でエコアクション21の啓発もしていきたいと思っていますので、あらゆる方法で啓発できるように考えていきたいと思っています。

○森西正委員長 副市長。

○小野副市長 摂津市は平成6年に、環境創造都市宣言をしております、ここに地域の一市民として自然環境の保全なり、資源の保護なり、リサイクル社会の形成ということで、文化と水と緑豊かで快適な地球環境を創造するまちづくり、地域づくりを目指すことを宣言いたします。あれから15年になります。

それで、今、考えておりますのは、日曜日、市長のかわりに味舌スポーツセンターで環境フェスティバルが開かれまして、私も行ってまいりました。そこでも言っておったんですが、議会議案にもありますように、太陽光であったり水力であったり風力であったり地熱であったりバイオであったり、自然エネルギーを活用するんだということを議会議案として出しておられます。私の気持ちは、現政府が25%と言いましたから、大きく舵が切られてきたなど。産業界は、どうやってこれをやるんだということが言われていますが、それも相当、日本の技術力をもって変えていこうというような動きが出ているというように思います。

それで今後、都道府県、中核市、政令市なんかは相当動いてくるだろうと、動かざるを得ないだろうと思います。過日の部長会でも言っておったんですが、箕面市のあるところニューディールもありますけども、それはよくわかっているんですが、南千里丘のまちづくりから、どう発信していくかという取り組みが大きいと。エコアクション21もそのとおりなんですけども、もっと大きな仕掛けがなければだめだというふうに思っております、例えば吹操跡地についてのまちづくりをエコ、太陽光を入れるようなそういう標準仕様書をつくってコンペに臨むとか、それから開発指導については開発協力金は

やめましたが、これはあくまでも開発指導なんですけども、そこできちっとやはり家を建てられる、販売する場合は緑を必ず植えてほしいとか、太陽光を取り入れてほしいとか、そういうことをきちっと指導の中でお願いするとお願いしないので全然ちがってくるんじゃないかなあという気持ちもいたします。

昨日の南千里丘まちづくりで出ておったんですが、向こうはLEDを使っています。無電柱であります。ただそこだけが華やかで、カーボンニュートラルステーションであるとか言っておりますが、そこからどう発信していくかということがありますので、過日の部長会で一度私の元で早急にまとめたいと。それは環境が、事務局になっておりますが、都市整備のまちづくり、道路における緑化の問題、もう一度こういう総合的なものを各課から持ち寄って、何も摂津が新しいことするわけじゃないんです。今いっぱいインターネットに出ていますから、その中をいっぺん覗いて、摂津でできるようなものを各部で取りまとめをして、私のもとで一度議論したいと。場面によれば、やはり来年度予算に打てるものがあたら打つべきではないかと、予算をつけるわけではないかというのが市長の方針でありまして、まして平成6年に環境創造都市を宣言していると、そのたましいを入れるについては摂津は待ってはだめだというふうに市長も申しております、今週の月曜の部長会でも私の方からそういうことを言っております。それで一度各部によって緑の問題にしる開発指導にしる、吹操跡地の問題にしる、今言ってるエコアクションの問題にしましても、全体を一度まとめてみたいなど、その上で大きな仕掛けというのを摂津はつくらなきゃならないということを考えており

ますので。その基本的なものは今のエコアクション21なんですが、それも入れながら、企業に対してどう協力を依頼していくか。例えば新しいものをつくる時に、工場をつくるのであれば、太陽光発電を後から付けるとなれば大変らしいですね、重量の問題もあって。立ち上がる時にこれを太陽光を取り入れてやってくれないかというような話は案外できるけども、既存の施設にそれを乗せるということは、重量的になかなかもたないということも私聞いておりますので、そういうことの指導といいますかお願いといいますかをしていくことも非常に大事だと思っております。そういう発想から市長の指示出てますので、その取りまとめをしてみたいと。そこでもう一度、議会にも示させてもらいますので、場合によっては22年度予算につけていく分もあっても私はいいと思っておりますので、前向きな取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 平成6年に環境創造都市宣言をされたということで、その都市宣言にたましい入をれていくんだという強い思いを副市長にお聞かせいただきまして、部長からはエコアクション21を取った今後の取り組みということで答弁いただいたわけなんですけれども、私は摂津市から全国に向かって環境のまちということをPRする環境は整ってるんじゃないかと思うんですね。やはり行政が取得してる、非常に大きなことであると思えますし、今度それを南千里丘の開発というところで、例えばその内容にしても、もっと環境といったものを考慮した依頼をしていくということで、地域を本当に環境に配慮したまちだなということをPRしていく。その2つが揃った中

で、2つをてことしてどんどん市外に広げていきながら、全国に向けて発信をしていくということは非常に重要であるというふうに思ってますし、また都市イメージという問題でも非常に大きなものになるのではないかなと思っております。ぜひ副市長、強い指導力を発揮していただいて、それぞれの部課で何ができるのかということをして仕切っていただきたいなというふうに思っておりますので、私も強く期待をさせていただきます、質問を終わりたいと思います。

○森西正委員長 他にございますか。

以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○森西正委員長 再開します。

認定第7号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 パートタイマー等退職金共済事業についてであります。これは事務報告書の114ページのところにその中身についての記載があったのを見せていただきました。20年、21年とこの間の経過ですけれども、46事業所232人ということで、20年当初よりかは21年2月現在がふえてきているということで報告が上がっています。この共済事業がはじまった当初と比べると、この間、加入事業所や共済加入者数については減ってきている傾向だったのかと思うんですけども、この年度については事業所もふえてきてる、その辺のところの経過についてお聞かせいただけたらと思います。それから、摂津市内で働いてるパート労働者に対して、大体どのぐらい網羅されているのかというようなこと等がわか

ば、報告していただきたいなと思います。

2点についてよろしくお願ひします。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、パートタイマーの加入者についてご報告申し上げます。

最近の傾向としまして、パートタイマーの加入者の人数は年度末で申し上げますと、16年が289名、17年が258名、19年が206名と、この期間につきましては対前年で見ますと減少傾向となっております。それから、19年度から20年度、21年度という形で見ますと、若干ながら増加している状況となっております。今回平成21年度の9月末現在の状況を申し上げますと、237名の加入をいただきまして、前年度に比べますと中間的な数字ですけれども、8.2%の増加となっております。これはパートタイマーの加入者の現状でございます。

続きまして、パート労働者の把握に関する部分ですけれども、本市としましてはパート労働者の人数というのは現在把握しておりませんが、今回国の緊急対策事業で市内3,995件ほどの事業所に対して今、調査をかけております。これは年度末に集計が出てくるんですけども、この調査の項目の中に企業で雇用されているパートさんであるとか、契約社員であるとかいう形でご回答いただく項目を設けておりますので、この集計をもちまして、市のほうで把握できるという形で、今進めております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 この間、厳しい経済状況もある中で、摂津市内の事業所数の推移等についてもやはり解散、休業また倒産等々の事業所もふえてるのかなというふうに思っています。また、そうしたところで働いている労働者の実態についても、い

ろいろと心配な状況にもあるわけです。パートタイマー等退職金共済事業といたしましては、パートの均等待遇等々、労働者の中からの要望はたくさんあるわけですが、なかなかそうはなっていない現状、またそうした中で事業所のほうに負担をかけることではなくて、摂津市としてもこうした共済事業をしていこうというようなことでやられているわけですから、この事業が適切に利用されていく、そうしたところも今後も求めていただきたいと思いますというふうに思います。

また、長引く不況の中でのそうした状況についても、もちろんいろいろと状況把握に努めていただいているかと思うんですけども、そうしたところと今のこの制度に関わってのところでの関連といえますか、そうしたところから見えてくるもの等がもしあるようでしたら、お聞かせいただきたいなというふうに思っております。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 パートタイマーの加入状況は、昭和60年にスタートして、現在23年ほど経過しまして現在に至っておるわけですが、昨今の景気の非常に厳しい状況、また大阪府下で申し上げますと、求人倍率が0.4ポイントと、要するに求職希望者に対して40%の求人しかないという非常に厳しい状況で、また企業経営のほうも人件費の削減等の中でパートタイマーの経費を捻出することが非常に厳しいという状況がありますけれども、幸いご加入いただいている現在43事業所の方には、このパートタイマーのパートさんに対する福利厚生及びセーフティネットの考え方の中でご理解をいただいて、今のところ加入をやめるという状況は出ておりません。さらに今後はそれ以外の事業所にも、私ども機会があ

るごとに募集等、このパートタイマー共済のメリットを強調しながら、少しでもたくさんの方に入っていただけるよう、周知啓発に取り組んでいる状況です。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 先ほどの1回目、2回目の答弁の中で、やはり今の事業所の実態把握をきちんとしていかないといけないようなことで、今やられてる事業所調査ですか、その中で今年度末には把握できるというようなことで、また生していただきたいと思えます。

摂津市は昼間人口が都市と比べて多い、やはり働きに来ての方が多いい市というようなことでもありますし、また今の働く人の実態を取られたときに、若年層でも本当に不安定な雇用の中、私も一般質問の中で夫が職を失って、それで奥さんのほうはパートで働いてると、そういう方の例も挙げましたけれども、そうした人が本当に次世代育成といった面からも、今回次世代法ですか、そうした中で事業所についていろいろと啓発的な取り組み等もやられていっている中かと思えます。次世代法の中では、事業所の規模についていろいろあるわけで、今このパートタイマー等の共済事業に当てはまる、そういうところばかりではないともちろん思っているわけですが、ぜひともそうした摂津市内事業所が働く人の福利厚生面できちんと役割も果たしていけるような、なかなか事業所にとっては今いっぱいいっぱいになってるようなところもあるのかもしれませんが、そうしたところでも市の担当課としての丁寧なフォローもやっていただけたらなと、このことを要望しまして、私からの質問とします。

○森西正委員長 他にございますか。

本保委員。

○本保加津枝委員 このパートタイマー等の退職金共済事業につきましてお尋ねをいたします。

平成20年度給付人数が39人、給付金が884万4,562円ということで決算されているわけですが、一般会計・特別会計の意見書の45ページにも記載がされておりますように、給付は1件当たり、この平均22万5,758円となっておりますということで、前年比にしますと3人多い人数で出されているわけですが、1件当たりがマイナス8万9,936円になっているという箇所がございます。これがご説明をいただきたい一点目でございます。

また、本年度末につきましては、事務事業報告書の中に43事業所219人が本年度末の数字となっておりますので、この2月1日現在で数字が表示がされておりますけれども、2月1日現在が事務報告書で46事業所232人と、これが年度末になりましてわずか1か月ほどで46事業所232人から43事業219人と変化しておりますけれども、これについて加入事業者数と加入者数が減っておりますので、この原因について考えられることがありましたらお聞かせをいただきたいと思えます。

このパートタイマー等退職給付金につきまして、決算書では予算額のほうが2,675万円と残額のほうが1,794万5,438円となっておりますので、この乖離がとても大きいんですけども、この幅の大きさについてこういった形で予算編成をされているのかについてお聞かせをいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それではまず、予算についての乖離の件をご答弁申し上げ

ます。

まずパートタイマーの退職金共済は特別会計で歳入歳出を合わすという形になっておりまして、当初平成20年度の予算組みをするときに、希望的観測もあり、加入者を280名という形で算定させていただいております。このため、実際の加入者、今、委員の指摘がありました3月末で言いますと、280名との数値の差が、共済金、掛金の減になったりとか、給付金が減少したりとか、そういう状況でありまして、20年度は280名で予算を組み、21年度は250名、22年度の予算組みはこれからですけども、240名で予算組みをしまして、この特別会計の決算も三角でマイナス1,500万円という数字にならないように、できるだけ現値に近い形で予算組みをしていきたいと考えております。

それと、給付金につきましては、実際加入されてる方の年数に応じて加給金の支給をさせていただきます。平成19年度と20年度を比較しますと、その加給金の対象者の方が多い年度と少ない年度、例えば20年度で申し上げますと5年未満で退職された方につきましては、加給金という形はつきませんけども、例えば5年以上になりますと、加給金がオンされるという形になっています。その辺の部分も含めまして増減します。また、退職される方の加入されてる期間に応じて、給付が変わってきます。ですから全体的に見ますと、昔からの加入者の方が辞められたことによる、給付額の増加となっております。今回では、一番最短で言いますと4か月の加入の方が最短で、8,000円の支給をさせていただいております。退職される方の状況に応じて給付額が変動しているという状況です。
○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 最短4か月加入の方で8,000円ということなんですけれども、この事務報告書の中には、今回退職給付金の20年度最高加入期間284か月、最高給付額90万4,019円とあります。今ご説明いただきましたように、個々の事情によって金額が変わってくるということで、平均すると一人当たりマイナス8万9,936円ということになったということだったと思います。この現状、先ほどお答えをいただきましたこの予算額との乖離の理由もお聞かせをいただいたわけですけども、予定としては280人のところ、最終年度末には219人となったということのご説明をいただきました。

その後、21年、22年と250、200円と、こう減少させた形で予算編成をされる予定というふうに伺いましたけれども、これは、その理由について、パートタイマーの申込者数が280人で、現状219だったから、減少の方向で現実に近い形の数字にあわせていこうとされている予算組みの考え方なのか、それとも、全体として摂津市内でパートタイマーとして働く方の人数が何らかの理由で、例えば高齢化ですとか、何らかの理由で減少していくと予測されているから、このような数字を出されているのか、この数字を出されている根拠についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、やはり景気の動向を見ますと、決して改善はされておられませんし、失業率の方がかなり上がっております。中でも正社員、いわゆる正規社員と言われる方が、物すごく求人の枠が小さくなっているというふうに認識をしております。その中で、パートタイマーの方が、あるいは臨時社員という場合もあるでしょうけれども、ふえるのではないかと私の方

は考えてるんですけども、それと考え合わせて、それでも、なおかつこのような数字で予算編成をしていかれていくということが妥当なのか、その辺どのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 鈴木産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、今ご質問いただいた加入者にかかわる、また予算組みについてご答弁申し上げます。

まず、今回、22年度に向けて240名で算定させていただく形としましては、実際、今現在の数値の乖離ということもありますけれども、先ほどもご答弁申し上げた事業所の把握という面で、パートタイマーの加入状況も、この年度末にやっとな数字的に把握できる状況になりました。

そういう各企業の方に、このパートタイマー共済制度の周知と加入の啓発で回る予定をしております。一度にはすべて回れません。地道な努力になるんですけども、そういう啓発の機会を持ちまして、徐々に数値を上げていきたいというふうに考えております。

ですから、当初につきましては、今現在219名になっておりますので、まずは230名、40名ぐらいを目指す。それが軌道に乗りました折には、250とか260名という形で、順次加入者の数値をおえて予算組みに反映したいと思っております。

現状のまま、将来ふえるからという想定で280名のままいくのもどうかと思いますので、一たん現状に近づけ、それから加入者の増に応じて、毎年予算組みをさせていただくという形で考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 今ご答弁にもありましたように、メリットを強調して啓発し

ていくということと、それから21年度の結果を見て、数字をまた組みかえていきたいと、考えていきたいというふうにお答えをいただいたと思います。

思いのほか、掛けても受給者にとっては給付の率がよいのではないかなというふうに思いますし、月々の掛金も2,000円ということで少額ですので、やっぱりこの辺はこういう制度がありますよということをごきちんとして、今も一生懸命周知をさせていただいていると思いますけれども、さらにいろいろな形で21年度のその調査結果を見て、数字を上げていきたいというふうに意欲的におっしゃっていただけますけれども、それについてでも、やはりアンケート調査結果をが出ましたというだけに終わらないように、しっかりとパートタイマーの方の立場に立った、その周知の仕方というものも考え合わせていただいて、加入増をしっかりと図っていただき、また目標の数字まで近づけられるように今後とも努力をしていただき、頑張ってくださいと思います。要望といたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時8分 再開)

○森西正委員長 再開します。

認定第3号及び認定第4号の審査を行います。

本2件のうち、認定第4号については補足説明を省略し、認定第3号について補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、認定第3号、平成20年度摂津市国民健康保険

特別会計決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成20年度は、老人保健医療制度が4月から新たに発足した後期高齢者医療制度に移行し、後期高齢者医療制度移行者が国保資格を喪失したことや、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者について、保険者ごとの前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための制度が設けられ、退職被保険者の中で前期高齢者に該当する方が、一般被保険者に移行したことにより、枠組みが大きく変動しております。

まず、国保加入者総数は2万6,901名で、前年度に比べ年間平均で15.4%、4,895人の減となりました。

これは、老健加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、前年度の4,565人がほぼ皆減となったことなどによるものでございます。

加入者の内訳は一般被保険者が2万5,381人で、前年度に比べ2.4%、602名の増、退職被保険者は1,520人で、78.3%、5,497人の減となっております。

なお、一般被保険者の増は、後期高齢者医療制度への移行による減はあったものの、退職被保険者からの前期高齢者該当者の移行により、合計では増となっております。

それでは、まず歳入でございますが、20ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ5%、約1億414万円の増となっております。

一般被保険者にかかる1人当たり現年度保険料調定額は、医療分は7万2,691円で、前年度に比べ15.9%、1万3,788円の減となっております。

また、後期高齢者医療制度の創設によ

り、新たに設けられた後期高齢者支援金分は1万6,843円で、前年度に比べ皆増、介護納付金分は2万2,001円で、前年度に比べ4.4%、1,019円の減となり、一般被保険者全体では9万6,610円で、前年度に比べ3.2%、2,984円の増となっております。

この結果、被保険者数の増とあわせ、一般被保険者保険料は増となったものでございます。

収納率は、一般被保険者分全体で、現年度分が84.4%、滞納繰越分が11%でございます。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ71.8%、約5億3,563万円の大幅な減となっております。

これは、被保険者数が前年度に比べ78.3%、5,497人の大幅な減少となったため、1人当たり現年度分調定額は、全体で27.4%、2万9,835円の増となったものの、総額では大幅な減額となったものでございます。

収納率は、現年度分94.7%、滞納繰越分16.3%でございます。

なお、不納欠損処分につきましては、平成18年度分以前の消滅時効等によるもので、延べ2,837件でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度に比べ10.6%の減でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ4.3%、約7,199万円の増となっております。

これは、老人保健医療制度が平成19年度末で廃止され、老健拠出金負担金が大幅に減少したものの、新たに後期高齢者支援金負担金が収入されたことや、療養給付費負担金が増加したことなどにより、増となったものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ31.3%、約1,264万円の増額で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目3、特定健康診査等負担金は、平成20年度から、特定健康診査及び特定保健指導が導入されたことにより、基準額の3分の1が新たに交付されることとなったものでございます。

22ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ12.7%、約4,618万円の減となっております。

これは、特別調整交付金の減によるものでございます。

目2、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金は、前年度に比べ39.7%、約39万円の増となっており、70歳から74歳の被保険者の一部負担割合変更の凍結に伴う高齢受給者証の郵送費用等にかかるものでございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ69.6%、約14億9,002万円の減となっております。

これは、後期高齢者支援金等にかかる交付金が、新たに交付されることとなったものの、退職被保険者等の大幅な減少に伴う退職者医療保険給付額の減及び老健制度廃止に伴う老健拠出金にかかる交付金の減があったことにより、大幅な減となったものでございます。

款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、保険者ごとの前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため新たに設けられたもので、前期高齢者にかかる給付費等の見込み額に応じて交付されるものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目

1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ31.3%、約1,264万円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目2、特定健康診査等負担金は、平成20年度から特定健康診査及び特定保健指導が導入されたことにより、基準額の3分の1が新たに交付されることとなったものでございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ3.7%、約32万円の増となっております。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ26%、約42万円の増となっており、対象経費の増によるものでございます。

24ページ、目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ0.1%、4,747円の減となっております。

目4、財政調整交付金は、前年度に比べ9.5%、約3,662万円の減となっております。

これは、主に特別調整交付金の減によるものでございます。

款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ10.8%、約1,521万円の増となっております。

これは、1件80万円以上の高額医療費744件を対象に交付を受けたものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、医療費30万円以上にかかる府下市町村国保による共同事業で、前年度に比べ33%、約2億663万円の増となっております。

これは、1件30万円以上の医療費3,612件を対象に交付を受けたものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、

目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ7.8%、約3,915万円の減となっております。

これは、職員給与費等繰入金が、人件費や国保システム改造委託料の減などにより、約4,925万円の減となったことが主な理由でございます。

なお、平成20年度から新たに特定健診の負担を軽減するため、繰り入れをいたしております。

この結果、被保険者1人当たり繰入額は1万7,236円となり、前年度に比べ、1,422円の増額となっております。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ5.5%、約1,976万円の減となっております。

款9、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子はございません。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金でございます。

26ページ、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、社会保険加入等による国保資格喪失後の受診にかかる返納金でございます。

目5、雑入は、前期高齢者の一部負担金が2割から1割に軽減されたことに伴い、現金給付された軽減分について指定公費が収入されたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、28ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ19.1%、約2,246万円の減となっております。

これは、人件費や国保システム改造委託料の減が主なものとなっております。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ13.6%の減となっております。

これは、被保険者数の減少に伴うものでございます。

30ページ、目3、市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会等の負担金でございます。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ50.1%、約1,986万円の減となっております。

これは、平成20年度に前納報償金及び口座振替奨励金を廃止したことなどによるものでございます。

項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ1.1%の減となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ62.7%、約18億6,445万円の増となっております。

これは、退職被保険者のうち前期高齢者該当者が一般に移行したことに伴い、療養給付費が大幅に増加したことなどによるものでございます。

また、移行に伴い、1人当たりの保険者負担額も19万574円と、前年度に比べ29.6%の大幅な増となっております。

なお、診療報酬請求明細書件数は、31万5,784件でございます。

目2、退職被保険者等療養給付費は、一般被保険者への移行に伴う退職被保険者数の減少により、前年度に比べ73.9%、約15億8,876万円の大幅な減となっております。

1人当たりの保険者負担額は、36万9,075円で、前年度に比べ20.5%の増となっており、診療報酬請求明細書件数は3万3,435件でございます。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ52.4%、約5,492万円の増となっております。

1人当たりの保険者負担額は6,291円で、前年度に比べ21.4%の増となっており、支給件数も1万7,287件と42.1%の増となっております。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ70.7%、約5,265万円の減となっております。

1人当たりの保険者負担額は1万4,369円で、前年度に比べ35.3%の増となっているものの、退職被保険者数の減により、支給件数は2,220件となり、前年度に比べ66.4%の減となっております。

目5、審査支払い手数料は、前年度に比べ3.8%、約68万円の増となっております。件数は34万9,380件分でございます。

32ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ61.4%、約1億8,262万円の増となっております。

これは、退職被保険者の一般への移行に伴い、支給件数が7,924件と、前年度に比べ48.9%の大幅な増となったことによるものでございます。

なお、1件当たり6万604円でございます。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ53%、約9,208万円の減となっております。

これは退職被保険者の一般への移行に伴うもので、支給件数は1,775件と、前年度に比べ65.3%の減となっております。

なお、1件当たり支給額は4万6,060円でございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費及び目2、退職被保険者等移送費は、執行しておりません。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児

一時金は、支給件数151件となっております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、支給件数150件となっております。

項6、精神結核医療給付費、目1、精神結核医療給付費は、前年度に比べ6.2%、約54万円の増となっております。

支給件数は6,621件で、1件当たり1,418円を給付しております。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への拠出金で、平成20年度から、新たに被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出をしたものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者医療制度にかかる事務費でございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金は、保険者ごとの前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、平成20年度から新たに被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出したものでございます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者医療制度にかかる事務費でございます。

34ページ、款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金及び目2、老人保健事務費拠出金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金に拠出したもので、前年度に比べ90%の減となっております。

これは、老人保健医療制度が平成19年度末で廃止され、給付費等の支払いが3月分の1か月分のみになったことにより、拠出額が減となったものでございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金、

目1、介護納付金は、第2号被保険者1人当たり4万9,633円の拠出金で、前年度と比較して1人当たり157円、0.3%の増となりましたが、前々年度確定拠出分についての過払い額、約7,487万円が相殺され、総額では前年度に比べ13.4%、約6,761万円の減となっております。

款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ30.6%、約4,895万円の増となっております。

また、目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上の医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ23.3%、約1億6,254万円の増となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査委託料など、平成20年度から始まった特定健康診査等の実施にかかる経費を支出しております。

36ページ、目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ72.6%、約2,753万円の減となっております。

この主な要因は、特定健康診査等の実施にかかるシステム開発経費がなくなったことによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は220世帯分。

目2、退職被保険者等保険料還付金は、21世帯分の過年度分保険料を還付いたしております。

目3、償還金は、平成19年度事業の確定に伴う大阪府老人医療波及分補助金精算返還金でございます。

款10 予備費につきましては、執行し

ておりません。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、平成19年度の不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 概要の193ページ、予算額490万円ということで、若年者健診委託料がその中に入っておりますけれども、490万円の予算額の中で74万2,000円について決算をされております。

残りが415万8,000円ということで、非常に大きな金額が残っているわけですが、これについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この若年者健診の実施という中身が記載されておりますけれども、その内容と受診の詳細についてお尋ねをいたします。

どのような健診が行われているものかということと、対象者数の年齢ですね。またこの対象者数が何名いらっしゃったのか、あわせてお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 答弁を求めます。

堤参事。

○堤保健福祉部参事 若年者健康診査委託料の不用額についてのご質問にお答え申し上げます。

若年者健康診査につきましては、特定健診制度の導入前は毎月受診勧奨を行ってまいりました。市民健診にあわせて毎月受診勧奨を行ってまいりましたが、導入後につきましては、健診が特定保健指導を実施する関係で、毎月実施ではなくなったことから、受診勧奨ができなくなり、受診件数が前年度に比べ775件から1

06件へ大きく落ち込んだものでございます。

そこで、平成21年度につきましては、受診率向上のための勧奨を再開をしているところでございます。

対象年齢につきましては、主に30代の被保険者を対象としておりまして、特定健康診査の対象にならない方について対象とさせていただいておるところでございます。

○森西正委員長 前野参事。

○前野健康推進課参事 健診内容につきましては特定健診と同じで、血液検査、血圧測定、検尿、そして必要な方に心電図がとれるんですけれども、基本的に40歳以上の特定健診内容と同等です。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 導入後の勧奨の変化によって激減したということで、これだけの差額が残ったということでご答弁をいただきました。

これにつきましても、やはり対象年齢30代ということで、この特定健診の対象外ということに指定をされているということなんですけれども、なかなか若い間の年齢といいますのは、仕事とかさまざまな環境条件によって受診がなかなか積極的に行われないというのが現状だと思いますので、近年はこの20代あるいは30代の方の、例えばがんの発症率なんか非常に高くなっておりますので、こちらの方で国保の20年度の事業実績の中の6ページにも年齢別の被保険者数というのが書かれておりますけれども、30代というのはやはり40代よりも多い人数、3,496名ということで、一般の方だけの人数でも上がっておりまして、全体の中のやはり60代が29.53%に比して2番目になります13.42%という数字が上げられておりますの

で、やはり全体としての比率も第2位にあるということで、この30代の方の受診率の向上ですね、また今後どのように図っていかれようかとされているのか、21年度からまた勧奨再開ということで、しっかりと推進をしていきたいというふうに今お答えをいただきましたので、その計画ですね、どんな形で受診率の向上を図っていかうとされておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 誕生日の2か月前に、勧奨のはがきを送付をいたしております。ただ、4月、5月、受診のできない月とかがございますので、4月に6月誕生日の方を送付し、2月、3月送付は翌年度の4、5月の誕生日の方の分を送付しているというような状況になっております。

また、これは若年者健診ではないんですけれども、特定健診の方も非常に受診率が低かったということで、現在、19年度受診されておられて20年度受診されておられないという方につきまして、電話で直接どのような理由があったのか、いろいろとお聞かせをいただいております。その中で改善できるものは改善し、受診勧奨もあわせて行っておるところでございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 わかりました。誕生日の2か月前に申込用のはがきですね、対象者ですよという勧奨のはがきを送っていただいているんですけれども、やはり受診者の側からの要望としましては、もうちょっとこの月だけでなければいけないとか、ここだけに指定されて受診してくださいということで、やはり自身の生活環境等によってどうしても受けづらいという声も耳にいたします。

この辺について去年受けたのにことし受けていないとか、あるいは一昨年受けたのに去年は受けていないとかっていうふうな方に電話で状況を把握して推進をしていっておられるというご答弁だったんですけども、この辺で状況なんかもお電話をされたときにきちんと、できる範囲になると思いますけれども聞いていただいて、できるだけその方が受診をするためにはその方に対してどのように対応してあげれば受診ができるのですかということ等も、範囲は限られてくると思います。柔軟な体制で、どこでもいけますよということにはなかなかしがたいものがあるということもわかっているんですけども、受診者の立場からすればもう少し幅を持たせて、融通のきく、せっかく受診しなさいと言ってもらっても、指定されたところで受診ができない場合は、もう少し大きく幅を持たせて受診の機会を設けてもらえないものだろうかというふうな要望もございます。

こういったことに対しては、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 特定健診も含めてでございますけれども、例えば、ご夫婦であれば誕生日が違っていても一緒に受診されたいという方もございますので、その場合は申し出があればその月に早めにお送りしたり、あるいは後でも受けることができますので、後で一緒に受けていただいても結構ですよということをご案内を申し上げているところでございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 わかりました。

私も健診を受けさせていただいたときに、遅い時間にお電話をいただきまして、帰宅がいつもまちまちなものですから、

多分それまで何度もお電話をいただいていたんだと思うんですけども、こういった状況ですので、別にまた再検査を受けてくださいということで、丁寧なお電話をいただいた経験があります。

こんな遅い時間まで頑張っていただいているんですねということで、職員の方にお話をさせていただいたことがありましたけれども、やはり電話をかけていただいて推進をしていただくことで、受診率の向上というものが図られるということが大きいんだなということも、自分自身も実感をいたしました。

わざわざ電話してまで言ってくさるんだなというふうな印象がありましたので、やっぱり受けないといけないなというふうにもそのとき感じまして、受診しましたらやはりきちんと健診の方で判明してることに關するものが出ましたので、やはり行ってよかったなという実感もありました。

推進をしていただくということは、もう非常に大事なことでありますので、今後とも、例えば誕生日をご夫婦で一緒に行きたいからずらせるということも、これから高齢化ですので、例えばお一人だったら行きにくいという場合に、とてもよい方法、方向性だと思います。

しかしそれだけでなく、やはり若い人が受診をできるようにという、単身者の方も今30代が非常に多くなっておりますので、そういった単身世帯にどうアプローチしていくかということも今後しっかりと考えていただいて、せっかく設けていただいております若年者の健診ですので、しっかりと受診率が向上していきますように図っていただきたいと思います。要望といたします。よろしく願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 まず歳入の方なんですけれども、今回、後期高齢者医療が始まりまして加入者が非常に動いたということで、単純に比較はしにくくなったんじゃないかと思うんですけれども、保険料の収納率について、どんなふうに評価をされるのかお聞きしたいと思います。

まず保険料、年金からの天引きが始まりまして、天引きでの収納率をお聞かせいただければと思います。

社会福祉協議会なんかの調べなどでは、多く自治体が天引きは100%もう入っているというようなことにされているところが多いようなんですけれども、いかがでしょうか。

それと国・府補助金、交付金というのがあるわけなんですけれども、これ乳幼児医療助成とか収納率の関係などでペナルティーというか調整という名前の減額があるかと思うんですけれども、本来の調定額というか本来入ってくるべきお金というか、これの差額、減額があるか教えていただきたいと思います。

決算で支給総量が決定して調定額が決まるということになるのかなと思っておりますので、お願いいたします。

それから歳出の方なんですけれども、概要の189ページ、決算書の32ページなんですけれども、一般会計でもちょっと触れましたけれども、後期高齢者医療が始まりまして、これ支援金10億円、新たにどんと要るというようなこととか、老健の負担金が減るということなんですけれども、全体として、摂津市の国保の負担としては重くなったのか軽くなったのかというか、ざっと見て教えていただければと。

老健の拠出金、それから後期、前期の支援金、療養給付も減りましたね。共同

事業の拠出金、負担金などがありますので、ちょっとその辺の関係をお聞きしたいと思います。

次に、概要191ページ、決算書の34ページですね。これ安定化事業拠出金などもあるんですけれども、これは摂津市としてまた、拠出金云々では持ち出しになっているのかなという気がしております、どんな感じなのかということをお聞きしたいと思うんですが。

老健の1億7,000万円の拠出金なども摂津市に下りてくる分という持ち出しなのかなと思ったりしているので、教えていただければと思います。

それから概要の192ページですね、先ほども若年の健診のことをお聞きされていましてけれども、私の方は特定健診そのものですね。メタボ健診の方で。

昨年までの市の健康診断とかがん検診なんかも行われておりましたけれども、どういうふうな評価がされたか、お聞きしたいと思うんですが。

事務報告にはメタボ健診の健康の指導数ですね。後で言うセミナーの参加の方がどうだったのか、それもお聞きしたいと思います。

また、ことしはこれ2年目で、まだ半年なんですけれども、滑り出しというか、去年に比べてどんな感じかというのがわかれば、それもお聞かせいただきたいとは思っております。

次に、老健なんですけれども、ことしも少し残っているというようなことでしたんで、去年までは3月までの正規の残りということなんですけれども、これが終息していくのかどうか、医療請求の期限とかいうものがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 答弁を求めます。

寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、山崎委員から老人保健医療特別会計についてのご質問にお答えします。

老人保健医療制度につきましては、平成20年3月末をもちまして廃止され、20年4月からは後期高齢者医療制度に移行いたしました。20年度の老人保健医療特別会計におきましては、20年3月診療分丸々1か月分と、それ以前の精算分、医療機関と市間の精算業務を行うこととなっております。

その整理期間といたしまして、老人保健医療特別会計につきましては、20年、21年、22年の3か年を予定されております。

医療機関からの請求の時効については3年というふうに伺っております。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 1点目の、加入者が減って単純化するの難しいが、収納率の評価ということでございますが、まず国民健康保険料の収納率につきましては、残念ながら漸減とかいうことで減っております。

20年度において収納特別対策ということで平成19年度から国保の料金が12回が10回割りになったわけなんですけれども、この2か月間を利用しまして、徴収員の方を活用いたしまして、集中的に20年の4月、5月に訪問徴収とかをしていただいたというようなことがあります。それで4月、5月の収入については滞納分が20年度収入になり、現年分は19年度収入になるということで、評価は非常に難しいんですけれども、現年、調定額に対する収入総額費は若干ふえたというのが実情でございます。

ただ、これは20年度の結果でございますけれども、21年度はさきの本会議の方でもありましたように、秋のリーマ

ンショック以降、やはり収納率というのは非常に厳しい状況でございます。

それから、2点目の年金の天引きについては、摂津の国保という資料がございますので、そちらの12ページに納付区分別収納状況というのをお示しさせていただいております。収納率については100.02%になっております。100%を超えておまして、この分につきましては、亡くなられたとか、あるいは異動されたことによって還付をさせていただくべき方で、年度内において還付できなかったために未還付金が生じて100%を超えているものでございます。

それから、国保の補助によるペナルティーの関係でございますが、府の事業の分については、波及分についてはちょうどいっているような感じです。市単独分のペナルティーについては今数字を持ち合わせていないので、後でご答弁させていただきます。

それから、次に歳出の方で、概要の189ページの支援金の話として、全体として国保の負担が重くなったのかというお問い合わせなんですけれども、後期高齢者の支援金につきましては、平成20年度につきましては、後期高齢者医療制度が創設されまして、後期高齢者の医療については新たに約50%を公費負担として、10%を後期高齢者のみずからの保険料、残りを現役世代からの支援金、後期高齢者支援金として賄うということにされたところでございます。

20年度につきましては、これ以外にも、先ほど補足説明にもございましたように、前期高齢者の方にかかわる負担調整等がございまして、全体的にわかりやすくお示するというのは非常に難しいところではございますが、平成20年度の決算で見ますと、約7億8,500万

円の累積赤字が出ております。単年度で見ますと、約3億5,100万円という単年度収支の赤字になっております。

細かく見ていきますと、過年度精算あるいは翌年度精算、翌々年度精算というのがございますので、この3億5,100万円の単年度収支につきましては、実は21年度に歳入された分として、1億5,800万円ほどが歳入されておりまして、次回の補正予算でも上げさせていただこうということになってはおるんですけれども、さらにその翌年度にも精算が予定されている、前期高齢者の精算金が入ってくる予定になっております。

ただ、調整交付金等は収入の増減によりまして、増減されますので、実際にその翌々年度、22年度に入ってくるお金が幾らになるかというのは、その調整交付金との関係とかございますので、幾らになるかというのは今のところ未定なんですけど、そういう形で20年度そのものの赤字額というのは、3億5,000万円から今現在では1億8,300万円ほどに変わっていると。さらに前期高齢者にかかわる交付額が歳入される見込みとなっているというような状況でございます。ですので、後期高齢者支援金単独でみるとあれなんですけれども、全体的に見ていただくと、こういう形になっているというところでございます。

それから、国保財政共同安定化事業の方を先に説明させていただきます。

国保財政共同安定化事業につきましては、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、1件30万円以上80万円未満の医療費について拠出金を出し合って、医療費の負担の軽減をするという制度でございまして、昨年度実績は約8億5,977万円を拠出し、8億3,263万円の交付

を受けておりますので、差し引き2,714万円拠出が多いという状況でございます。

それから、高額医療共同事業につきましては、80万円以上のレセプトが対象となっておりますので、こちらの方も拠出金が2億894万6,000円に対して、交付額が1億5,588万3,000円でございますので、かなりの負担超過というふうになっております。

それから、特定健診についてですが、今後の見込みについて、国保年金課の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどもご説明申し上げましたように、特定健診につきましては、19年度まで実施しておりました市民健診に比べて、健診の受診率がかなり低下をしております。それにつきましては、平成21年度に電話によるアンケート調査を進めさせていただきまして、現在集計を行っているところでございます。

20年度につきましては、目標としておりました数字が特定健診につきましては40%でございましたが、国に報告しております受診率については、残念ながら26.4%と、かなりの乖離を生じております。

そのことにつきまして、21年度は現在申し上げたような個別アンケートによる取り組みをしておるんですけれども、22年度につきましては、さらに一層受診しやすい体制を築き上げたいということで、さらなる受診勧奨を今計画をしておる段階でございます。

具体的なことにつきましては、また22年度予算のときにご説明をさせていただきたいということで、今の段階ではそういうふうな取り組みを予定しているということで、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 先ほど、堤参事から高額の分の共同事業の答弁をさせていただいておりますが、一部ちょっと誤りがありますので、訂正をさせていただきます。

2億894万円の拠出に対して、1億5,588万円ほどの歳入であるということで、出よりも入りの方が少ないというようなことでご答弁を申し上げますが、この事業につきましては、これとは別に国の方から負担金が入っておりますので、総額ベースで申しますと、歳入が2億6,199万8,000円という数字になりますので、そういう意味で申しますと、トータル6,000万円ほど増になると。

ただし、これは単純な拠出額で調整するという形じゃなくて、1件80万円以上の高額医療費、この部分については国費が投入されているということで、いわゆる本市だけがプラスになっているわけじゃなくて、保険者全体がプラスになるというような仕組みでございますので、その分、訂正をさせていただきたいと思っております。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(正 午 休憩)

(午後1時 再開)

○森西正委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開をします。

堤参事。

○堤保健福祉部参事 午前中、お答えできなかった件につきまして、2点ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、地方単独事業によるペナルティーでございますが、減額対象となりましたのは、老人医療、障害者医療、ひとり親家庭医療の3医療の合計で、8,605万4,928円となっております。減額

されました国庫負担金は2,925万8,676円となっております。このうち、大阪府から減額に対するペナルティーの補助として691万654円が、それと、波及分に対する補助といたしまして、老人医療波及分補助が207万1,385円、障害者医療分の波及分補助が525万5,776円歳入されておりますので、合計で1,423万7,815円となっております。

それから、特定健診等のうち、特定保健指導の分が漏れておりましたので、追加でご説明をさせていただきたいと思っております。

特定保健指導につきましては、目標の25%に対しまして17%の実施率でございました。そこで、午前中にもご説明申し上げました、まず入り口である特定健診の受診率の向上を図るとともに、個別指導の充実を図っていききたいというふうに考えております。特に20年度については制度に追われていた面もございましたので、22年度につきましてはシステム改修等を図って、事務の負担を軽減して、保健師等による指導がより充実するように図ってまいりたいというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 特定健診ですね、今、お答えいただきました。新たな制度ですけれども、確かに予防事業というのは大切な事業ですし、新たな措置もされているわけですから、大いに取り組んでいただきたい、引き上げていただきたいと思います。思っております。

まず、後期高齢者やいろんな制度あるんですけれども、こういったものが制度の変更で負担をふやしているのかどうかということをお聞きしたかったんですけれども、とりあえず赤字ですということ

のお答えだったんですけれども、拠出分などもですね、国からの補てんが必要な形になっていると。たくさん国からも拠出事業にも出ているというお答えもありました。本当に赤字なわけなんですけれども、これに先ほどペナルティー、1,400万円減額というかですね、かかってきている。収納率も大変だというようなことで、私、計算したら0.2%ぐらい、若干下がったのかなと思っているんですけども、そういった部分の未収の問題ですね、こういったものがすべて赤字に反映したということでもないかどうかわかりませんが、反映しないということにもならないと思うんです。本来、これら保険料負担、被保険者にしてみれば、自分たちとは関係ない部分で赤字を保険料で負担するしかないというか、こういったのが、今、国保の仕組みの一番大変なところだと思っております。国、府、団体負担金をきちんと入れていただいて、加入者の負担をふやしていかない仕組みを確立していかなくてはいけないと考えております。

公的な負担金というのは、単年度の精算で、それこそ、会計そのものが赤字であろうと、なかろうと、自分とこの持ち分はこれだけですよということで来るわけですね。そうすると、その中で残った累積がすべて自治体の責任というのは、国の責任はどうなるのか疑問に思うところなんですけれども、これ、制度上ですね、赤字が出る制度になっているのではないかと考えております。国の負担割合をしっかりとふやしていくべきだと考えておりますけれども、新しい政権では、こういったところで変化というか見通しが何かあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

そういった市民の生活が大変だという

ところで摂津市が独自減免をやっていたかと思いますが、横出しで、この部分の申請とかですね、これがふえているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

老健の会計は、22年までの3年でなくなるというのはわかりました。それから、老健の会計が残っているときに我々は後期高齢者医療制度を廃止をして、国保に戻して、老健を復活させるということは、そんなに難しいことではないと思っておりますけれども、国会の中継を見ておきますと、長妻大臣がシステム戻すのに2年かかるなどというふうなことを言っておりますが、もともと老健のデータは市から連合へ送ったデータなわけですね。これを復活させるのに、そんなに難しいと私は思わないんですけれども、どういうふうにご検討されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

制度としては、国保に戻して、老健として老人医療の助成の制度ですから、それを充実させていこうという形で、問題はないのではないかと考えております。

2点お願いいたします。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 まず、新しい政権での変化についてですが、私の段階でお答えしていいのでしょうか、ちょっとわからないんですけれども、一担当課長としては、新しい政権の方向性というのがまだはっきりとは出てないということで、とりあえず、その3番目の老健に戻すという話も含めまして、2年ぐらいかけてゆっくりと、という話になっております。

実際に、後期高齢者医療制度がなぜ設けられたのかということを考えてみますと、先ほども後期高齢者支援金の話でご説明をさせていただいたように、50%を国保で、40%が保険者の負担だとい

うようなことで、非常にふえていく高齢者の医療をどうするのかというところが、やはり一番大きな問題であると思います。各市ごとに制度が変わるということも、やはり問題であるのかなというふうに思っております。そういう面で、後期高齢者医療制度は大阪府単位で同じ医療が保障されるということですので、ここらあたりは、やはり将来の国保のあるべき姿ではないかというふうには考えております。新政権の施策の中に載っておりましたけれども、何年か後に統一をしていくというふうなことが書いてありました。安心して医療を受けるためには、やはり国が責任を持つという意味において、そうあるべきであるというふうに私は考えております。

次に、減免についてでございますが、平成20年度の保険料の減免状況でございますが、申請件数は527件ございました。そのうち、所得オーバーなどで非該当になった方が12件、残りの515件の方に減免を適用させていただいております。金額にして約2,832万円でございます。平成20年度につきましては、被保険者数そのものが大幅に減少しておりますので、申請件数では前年度を下回っておりますが、減免世帯の割合につきましては、平成14年度から6年間連続で増加をいたしております。増加の要因といたしましては、短期被保険者証の更新の案内時に減免の手引きを同封して、分納の相談だけではなくて、こういう形で下げることができますよという案内をさせていただいております。窓口納付相談のときにも、収入が減少している方については、減免制度の紹介をさせていただいておりますので、こういったことも要因になっていると考えております。

それと、老健につきましては、参事の方からお答えさせていただきます。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 山崎委員から、後期高齢者医療制度を老健制度に復活することについて、さほど実務的に混乱なく実施できるのではないかというお問い合わせかなというふうに思います。その是非については別といたしまして、現場で実務を担当している者といたしましては、やはり被保険者の納付方法に対する混乱というのが、無視できないというふうに考えております。実際、後期高齢者医療制度で、国の方の制度改正で納付方法がいろいろ変更になりました。その都度、後期高齢者の被保険者の方が普通徴収になったり、特別徴収になったりということ、大変ご迷惑をかけたということを考えますと、今、また保険を国保に戻して、また新たな制度を新設するということは、ちょっと実務担当者としては、なかなか難しい面があるのではないかというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者の方は、また後期高齢者でやろうと思っておりますけれども、納付方法については、国保も天引きも始まっていますから、そんなに差があるということでは私はないと思っております。

後期高齢者は先に延ばしますけれども、保険料負担の部分で後期高齢者が2年ぐらいかけてという話もありましたけれども、悪い制度というか、この条例どおりにやると、保険料負担がふえていくというこの制度、いいとは思ってられないと思うんです。後期高齢者も同じなんですけれども、悪い制度を、手間がかかるからというて、2年間そのままにしておくということ自体が私たちには理解できない。条

例どおりに国保の保険料が上がっていくというようなことに対して、何らかの手だてを打っていくという、アクションを起こしていくべきではないかと。国の制度の改定待ちではなくて、今、手を打つということが必要なのではないかと。

先ほども515件、減免の申請があるというのが実情です。14年から上がり続けているというのが実情、こういった市民生活の実態を見ながら制度の不備というか、市民負担をかけないというような立場で、そのままにしておくのではなくて、何らかの手を打っていくということが考えられないのか、最後にお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 全般的なことになってくるといふふうに思いますけれども、国の制度に市として何か働きかけとか、考えとかというのがいいのか、そういう部分も含めて総括的に、答弁お願いします。

佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 この国保の運営につきましても、これまで、さまざまな場面でご意見をちょうだいしてきているわけですが、年々、いわゆる保険制度改革の中で全国的な調整が入り、また、都道府県単位での調整が入り、それから、社保と国保の間での調整が入りというようなことで、非常に複雑になってきている。この最大の要因は、日本の少子高齢化という中で医療費が年々増嵩していくのをどういう形で賄っていくのかというところに尽きるわけですね。

それで、過去、いわゆる小泉改革の中で国費を抑えるというようなことで保険者に調整が入ってきている。こういう中で、非常に本市の国保についても、以前よりもどんどんコントロールがしにくい状況になってきているのが現状でございます。具体的に申しますと、先ほど共同事

業の中での話もございましたが、本市の国保加入者1人当たりの医療費は、大阪府下、下から2番目という状態なわけです。これは決して、市内に大きな医療機関がないからということじゃなくて、最大の理由は国保の加入者の中で占める割合が、先ほど本保委員のご質問の中でもありましたが、20代、30代のあたりが非常に多いという特徴があるために、平均値の医療費は安くなっている。

ところが、この部分で、当然、医療費が安ければ、安い保険料で国保の運営ができるという仕組みだったものが、今は1件30万円以上の医療費については、大阪府下で調整をするという仕組みが入ってきて、先ほど堤参事の答弁でも申し上げましたが、この部分は、市からお支払いしている拠出金に比べて払い戻しになってきた部分が少ない。結果的にその分は保険者の負担になってしまうというようなことで、なかなか被保険者を巻き込んで努力をやって、それが直に結びつかんというような、非常に国保運営としては不透明な状態に年々なっているという状況があるわけです。

そういう中で、なかなか単年度収支をとんとんにするというような形の予算組みも、非常にやりにくくなってきているというようなことですが、そういう中であっても、やはり私どもとしては、国保というのは、これまでさまざまな場面でも言われておりますが、最終、日本のこの国民皆保険制度を守る一番最後の医療保険者でもありますので、この部分はぜひとも、できるだけ加入者の方々にご負担にならないような形で、なおかつ、保険者としては、できるだけ収支を合わせるような形で努力をしていきたいというようなことなのです。

確かに、本市の条例では、一定、給付

が確定した段階で、国、府の負担金等を入れていくと、残りを保険料という条例にしておりますので、これに基づいた料率設定はやらざるを得ないというような部分はあるんです。ただ、私どもとしては、一直線にそういう形ということは決して考えておりませんで、これは日々、特に国保の担当窓口では、一人ひとりの市民の方々が訪れて、それぞれのおうちの状態なり、お仕事の状態なり、健康の状態なりをお聞きしておりますので、そういう方々にも、やはりできるだけ少ない保険料で運営するというようなことで、さまざまな知恵、工夫を凝らしながらこれまでやってきておりますので、今後についても、その姿勢は堅持しながら、山崎委員ご指摘のように国の制度そのものの一定の矛盾点、これは私も保険者としては十分感じておりますので、この部分については、大阪府の市長会通じてこれまでからも要望はしてきておりますが、新政権になってもこの問題というのはい一向に解決されておられませんので、今後についても、引き続き改善を求めてまいりたいと思います。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 補足説明で1人当たりの医療給付の説明もありました。保険料と窓口負担、介護から何からいろんな公的な負担がかかってきて、年金の半分が医者代でとんでいくという現実が、今、あるわけですね。これをやはり見ていただいて、国へ、それこそ、医療制度そのものを改善していただけるように要望していただきたいと強く要望して、終わります。

○森西正委員長 ほかにございませんか。弘委員。

○弘豊委員 私からも数点にわたって、質問をさせていただきたいと思います。

一つは、この摂津市の国保の冊子、11ページでありますけれども、収納状況では、先ほども説明で、20年度、収納率が85.21%と下がっていると、報告がありました。説明の中では、リーマンショック以降の厳しい経済状況も反映していると言われることも出ていますが、収納の担当で、実際、回られている中での特徴的なことなどがもしわかれば、教えていただきたいなというふうに思っています。私も、休日とかに市の職員が、訪問などで滞納者のところに回られているのかなというお姿もお見かけしたりします。熱心に取り組んでおられる、また、窓口での相談もご苦労もされているというふうに思いますが、その辺のところの中身を教えていただけたらということが1点。

それから、先ほど山崎委員の質問の中でも若干触れられましたが、減免について、これは条例の減免を受けておられる数かと思えますけれども、20年度は515件と聞きました。この減免以外にも、いわゆる法定軽減になりますか、そういう形で軽減措置を受けている方を含めて、全体がどれぐらいになっているのか、そういう状況も教えていただけたらなというふうに思っています。

あと、もう1点、この20年度は、後期高齢者医療制度に移行していく中で、大変担当の中でもさまざまな事務的なこと、また、市民の皆さんに対する説明等もやられておられるということでありましたけれども、先ほど山崎委員からの質問で、この後期高齢者医療から老健に戻すというようなことですが、今回の中で答弁しているような2年もかかるのかというふうなことについて、実際のところどうなのかというようなことが、特に答弁の中ではなかったのかなという

ふうに思いましたので、追加でお聞かせ願えたらと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、私の方から、1点目のその収納における特徴的なこと、2点目の軽減の数について、お答えをさせていただきます。

まず、収納における特徴的なことでございますが、私は4月に国保の担当となりまして、一番力を入れてきたのが資格証のことなんです。資格証が、果たして収納率とどんな関係にあるのかということで、特に5月の新型インフルエンザ発生時に、発熱外来で3割負担で受診ができるという通知が国から来ました。そのときに、全員に電話連絡を、即、図るようにしました。結局、5月の臨時議会でも部長からお答えをさせていただいたように、そのときに電話連絡ができなかった方が38件おられました。20年度の末で46件の資格証の方がいらっしゃったと。それで、こういう取り組みをして、結果、どうだったのかといいますと、その後も文書による連絡を、それから夜間電話、お盆休み中の集中電話、それから9月からは土曜電話相談窓口というのを開いておりまして、その中で、電話がかかってくる合間を利用してお電話させていただいたりをしております。そういった取り組みを通じまして、46件のうち9件の方が納付相談ができるようになりまして、短期証に変わっております。5件の方は社会保険加入によって資格喪失手続をしていただきました。1件の方は転出で資格喪失となりました。

また、さらに、9月25日に新しい国の方針として、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合は、緊急的な

対応として短期証を交付することは差し支えないということが示されましたので、さらに特別の事情がありませんかということで、連絡を図っております。

そういったことで、資格証については随分力を入れてきて、一定のことがわかってきたように思います。やはり生活の苦しい方は確かにいらっしゃいます。それらの方については、減免あるいは納付相談、あるいは、システムをよくご存じなくて、例えば申告をしていただいたら、次の軽減の方でもあるんですけども、申告をしていただければ保険料が下がるのに、ほうっておられると。この社会保険の方もそうなんですけども、社会保険に加入しておられて滞納しておられる。これ、本来、おかしな話なんですね。ところが、実はそういう方がたくさんいらっしゃる。この前も、私、びっくりしたのは、病院に勤めていらっしゃる方で、年収五、六百万ある方、社会保険も持っておられるんですね。病院の職員なんですよ。その人が資格証になっていて、滞納しているんですよ。そんなはずないやろうということで、何回も電話した結果、結局、お盆のときに電話がつながったと。そうしたら、社会保険ありますよというようなことがあるんです。資格証になるまでもう何十回という連絡を試みてます。1回や2回じゃないです。こういう取り組みを何回もして初めてつながって、そういうことがわかったということで、やはりこれも3番にも若干かわってくるんですけども、やはり制度が複雑で理解をされておられない。社会保険に入ったら勝手に抜けるんじゃないんですかという方もたくさんいらっしゃるんです。そういうことじゃなくて、お届けをしていただかないといけないんですよということを、ちゃんと連絡がとれ

ば話ができるんですけれども、連絡がとれなければ、ずっとほうっておかれる。私はもう病院に勤めてて、そんなん関係ないわとって、全くごらんにならずべつさえしていただけないと。それでは、幾ら私どもが電話をおかけしても、お手紙をお送りしても、反応がないということになってくるわけなんです。そういったことで、私どもも、今申し上げたように、夜間電話とかですね、休日相談とかいうことで、粘り強く交渉していきたいと思っております。

また、実際に納めていただくことが難しい方は、先ほども申し上げましたように、減免とかのご案内をさしあげていると。やはり残ってくるのが、払えるのに払わない方だと、私はこういうふうに思っています。その辺につきましては、過去の経過等もありますので、今後、研究を進めて、申しわけないですけども、福祉を考えていく上で、払えるのに払わない方は、山崎委員もおっしゃったように、やっぱりそういう方があっては、本当に困っておられる方に迷惑がかかりますので、今後、最重点課題として研究をしてまいりたいと考えております。

それと、軽減の話ですが、軽減の方は、20年度、法定軽減にかかられた世帯数が6,853件でございます。19年度が7,756件でしたので、これも減免と同じで、減ってはいるんですが、全体の数が減っておりますので、軽減の対象となった世帯の割合で申し上げますと、前年度が世帯数全体の45.7%でしたのが、20年度は46.8%で、全体としては軽減世帯の数の割合が上がっているという状況でございます。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 3点目のご質問に私の方からお答えをいたしたいと思いま

す。

今回の20年度決算についての補足説明でも申し上げましたが、この後期高齢者医療制度の発足が、実は老健から後期高齢者に切りかわったというだけで制度設計されておるわけではございません。

ご説明いたしましたように、退職者医療制度に入られている65歳から75歳未満の方、この方々は、退職者医療制度から、いわゆる一般被保険者の方に切りかわった。これは何を意味しているのかといえますと、摂津の国保に加入いただいておった約5,000名余りの退職被保険者、実態としては、医療費の保険料で賄える分以外の部分は、全額、社会保険等の健康保険組合に負担いただいていたという仕組みだったわけですが、これがこの退職者医療制度の改正に伴いまして、65歳から75歳未満については国保の方で医療費を負担せなあかんようになった。そうなりますと、当然国保の会計はもたないようになりますので、これを調整するために前期高齢者の交付金制度がつけられた。それと同時に、社保の方からも後期高齢者医療制度への拠出金制度が入ってきたというような状態になってまして、ここらあたりを、全体をもとに戻さない限り後期高齢者の例えば広域連合を廃止して市町村国保と、確かに表面上はそういうことになるわけですが、その部分だけでは済まないというようなこともありまして、政府の方で2年間ぐらいということが出ておるのかなと。これは具体的に私も2年間かかるかどうかという試算はやったわけではないですが、そういうバックの状態がありますので、そういう数字が出てきているのかなというふうに感じておる次第でございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 お答えいただきました滞納

世帯の収納の件、また、軽減措置なり軽減制度を受けておられる方の実態について、本当に生活苦の中で払えないと言える人が、この間の状況ではふえてきているんだろうなというふうな話、それから、相談窓口になかなか来てもらえない、訪問したり、電話が何とかつながっての相談もできている、また、払っていただくと、そういう方も出てきているということでは、そうした取り組みも大事なのかなというふうに感じました。

そうした意味では、収納率を上げていく取り組み、なかなか一言で言って、前に進むというふうなことではないのかなというふうにも思っているんですけども、この間のその制裁措置のような形で資格証を発行する、こういうことでは収納率は上がらないというふうなことも思いましたし、また、最近では、いろいろなところで、滞納者に対する差し押さえですか、そういうことも起こって、中にはその中でトラブルも起こっているような、そういう報道なども聞いておりますけれども、一つはそうした制裁措置みたいなところで解決しようというのではなくて、丁寧な納付相談、また、市民の方の実態をきちんとつかんでいくことがまず第一なんだなというふうなこと。それから、制度の中身、先ほども言いました法定での軽減措置、そうしたものと、また、減免、また、分割納付、そうしたこともやっていきますというようなことで、極力そうした形で、市民の皆さんに納付をしてもらうというようなことを働きかけていただきたいなと思っています。

また、そもそもの高い国保料の問題については、先日の一般質問等でも山崎議員も言われていますし、また、市長も極力保険料を上げないような、そういう形、どうしたらいいのかと、こういうことで

の答弁もあったかなというふうに思いますし、国に対して、やはり国保の制度改正を働きかけていく、そのことについては、十分やっていただきたいなというふうなことについて、要望しておきたいと思います。

あわせて、後期高齢者医療にかかわってですけれども、この点についても、政府が一体どうするのかによって、市町村の事務レベルでは、決まったようにやっていくというようなことが基本なのかというふうに思いますけれども、この間の国民世論、また、この摂津の市民の皆さんも、8月の選挙では、いろいろと後期高齢者医療の問題等も加味した投票行為などもされているかというふうに思っております。国の方が、なかなかこの廃止というようなことについては先送り、次の制度についてはまだまだ見えてこない、こういう状況にあるわけですが、国保については、全国市長会を通じて制度の改定を働きかけていかれますけれども、この後期高齢者医療にかかわって、全国市長会と申しますか、今、摂津の市長、森山市長がとっておられる立場というのがどのようになっていくのか、この点について、もしよければ副市長の方からお答えいただけたらというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 それでは、市長の立場ということですが、それにかわりまして副市長ということから、ご答弁いただきます。副市長。

○小野副市長 立場そのものというより、まずは来年度の国保料をどうするか。これは国とか府に言っても仕方ない話ですから、市としてどうするかが問われてくると。ことしも3億円ほど雑入で上げておりますから、佐藤部長が言いましたように、改定を遡及適用してするわけに

いきませんから、1年おくれれば1年分は残ってくると。だから、まずは国、府に対して、市長も市長会の重要なメンバーですから、その都度、発言されているのは聞いておりますけども、まず、来年度はどうするかということなんですね。

それで、私、この問題は、今、ちょっと聞かせてもらって思いますのは、大きくはもう市の債権そのものをどう考えるかということに尽きると思います。それで、市の債権については、今後どうしていくのかということで、平成19年に一般質問に出ました。私の会長の下で、20年の2月から債権管理委員会を立ち上げました。約1年たちました。そのときに、これから議論のあるたびに若干申し上げてきたんですが、その市の整理部会で、議会で議論になるのは、一体、その悪質な滞納者の判断規準をどうするんだという議論があるんです。それは、ここに出てるんですが、これは議会にお示しせなあかんですけども、支払える状況にありながら納付に応じてもらえない。

それから、たび重なる郵便物で催促、督促を行っても、全くナシのつぶてであるとか、自宅に訪問しても居留守を使う。納付意思を示さない。分割返済の誓約を出しても約束は守ってもくれない。そして、申し上げたら、行政全般にわたる不満を言って、だから、納付できないと言われる。これはよくあります。支払っていないのは自分だけと違うと、ほかへ行けと。ほか取ってきてから物を言えと。こういうことをやっぱりきちとした上で、今一度、議会とも議論させていただきたいんです。

強制徴収の可能な債権があります。これは地方税なり、下水道使用料なり、国保、下水の受益者負担金、介護保険料、保育所保育料、これは議会の議決は不要

であります。これをどうやって、まあ言えば、逃げ得を許さないといえますか、今度、コールセンターも出しますけども。それから、裁判手続によらなければ徴収できない債権が、幼稚園とか、学童保育とか、市営住宅とか、奨学資金、水洗便所とか、学校給食保護者負担金、保育所給食費負担金、これは議決が必要であります。したがって、私どもは、この3月に向けて、市長の専決事項に追加をお願いしたいと思っています。すなわち、少額訴訟の訴えについては、議会の議決を経ないでやらせていただきたいということを思っております。これはまた議会にもお願いしたいと思います。これは議会議案だと思っておりますけども。他市の場合、北摂の中では、摂津は30万円以下の損害賠償の部分については、その分は持たせてもらっております。ただ、北摂では、100万、500万、200万ということの中ですべて動いております。摂津では、この少額訴訟の議決を経る部分のやつについては動けない市であります。

ただ、問題はあります。各課と議論させたんですが、非常に濃淡があります、確かに。もうそんなことはできないと、今の体制ではということと、これはやらなきゃならないというところ、濃淡あります。ですから、市が行くときは、そのようなところをきちとした上で、また議論させていただきたいんですが、そういうことをきちっとやって、その上でということになれば、これはなかなか市で滞納頑張れと、何してるんやというおしかりと、もう一つは、そんな厳しいこと言ってどうするんやというような議論も常に聞いてまいりました。

私は、こういうことについて、値上げ改定が非常に厳しい中では、まずこの部分をきちっとやらせていただきたい。そ

の上での議論でなければおかしいのではないかということをおもって、この際、申し上げておる、この訴えの部分がありますので、大体20年2月から約1年半やってまいりました。大体まとまっておりますので、一度、議会にお示しをしたいと思いますというふうに思っています。

したがって、滞納処分、強制徴収可能債権と、徴収できない債権については、支払督促制度、少額訴訟について、一日でこれは終わりますので、そういったものを活用をさせてもらいながら、歳入確保、その上に立って、今後の使用料、手数料、保育料等々のあり方というのを思っております、やっぱり滞納関係は非常に多くなっているのは間違いありませんので、これは議会の方で、そんなことやったら強権的にやるんじゃないかという議論も必ず出ると予測しておりますので、これは一度、議会と議論して、取れないところについては、今申し上げたような、きちっと対応させていただくと。そういうものをきちとした上でという条件でなかったら、議会もお認め願えんと思えますけれども、そういうことも含めて、問題提起もございまして、今、考えていることを申し上げましたので、今後の中身として、よろしくお願ひ申し上げます。

後期高齢者については、これも毎日新聞に大きく載りました。北摂が非常に後期高齢者によって財政負担していると。あれは、反対に言えば、北摂の国保料が頑張っていると。頑張っているから、後期高齢者がどっちを選ばれるかによって、こっちに帰ってこられたと。ほかの市の場合、医療分にしたら何にしたって、水準のところは非常に高いと。そこまで上げさせていただけるのであれば、後期高齢者問題という以前に、一気に5億かそこらは解決すると思えます。しかし、

そういうことが北摂ではなかなかできてないということでもありますから、後期高齢者問題というのは、今までからずっと言われてきたし、今の現政権も、これはもう一たん解消するんだと。我々、その部分はどうなるのかいうことは注目しています。

ただ、きょうの段階でも、やはり手続的になかなか難しいから、2年ぐらいはやはりまだかかるということをおもって、ただ、後期高齢者の部分で残られた方が、北摂で非常に財政負担を生じたということは、もとをただせば、北摂の保険料が、南地域とか河北地域よりも低く抑えてきた。だから、それによって残られたということは事実でありますから、そのいい悪いは、私たち、今、ここでどうという立場にはないと思えますけれども、私は注目しております。それで、どっちにしても、これから担当の考え方も聞きながら、市長会での議論も出てきますけど、まずは来年度の国保料をどうするかということの議論は避けられないと、これは間違いのないということと、それから、滞納処分に対する問題は、一定私どもから議会に対して、今度は反対に提起をさせていただきたいというぐらいの気持ちを持ってやってまいりたいなというふうに思っております。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 収納率の問題につきまして、先ほどからいろいろと各委員さんもお指摘をされておられましたけれども、下がっているんだというようなお話あるんですけども、この20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、当然、その対象の方は、この収納率から計算されないわけですよ。その対象者の方たちというのは、比較的収納率が高かったという状況があったと思えます。その

高い方が抜けられると、必然的に下がってくるのだと思うんですね。そういうことを加味しても、やはり下がっているのかどうか、まず1点確認をさせていただきたい。つまり、これは仮定の話になりますけれども、19年度においても後期高齢者医療制度があって、その方たちが向こうの対象になっていたと。それ以外の方の収納率、今回出てきている収納率と比べてどうなのかということも、やはりしっかりとつかんだ上で、事に当たっていくべきであると思っておりますので、その点、一度お聞かせいただきたいなというふうに思います。

それと、不納欠損につきまして1億9,000万円余りが計上されております。2,837件ということであるんですけれども、この主な内訳、内容について、まずお聞かせいただきたいなと思います。

それと、後期高齢者医療制度とも密接に関係してくるんですけれども、副市長がおっしゃっておられたように、北摂では今まで保険料を抑えてくるということで、いろんな試みをしてこられたと。その結果、75歳未満で65歳以上の方の中で、一定障害をお持ちの方というのは、後期高齢者医療制度の対象になるんですけれども、しかし、撤回届を出されると、国保に戻ってこられるというケースがあるんだろうと思うんですね。実際に摂津市の中でそういった方が何件ほどあったのか、この際、お聞きをしたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 まず、第1点目の収納率の低下につきまして、きちんと分析はできてはおらないんですけれども、嶋野委員ご指摘のように、確かに75歳以上の方の徴収率というのは非常に高うございました。ですから、広域連合の徴

収率も非常に高いものになっております。そういう高い方が抜けられることによって、国保の徴収率が下がっていると、これはもう事実でございます。

一方、退職者医療の方についても、徴収率は高目でもございました。65歳以上の退職者医療の方が一般の被保険者の方に移ってこられて、これは逆に一般被保険者の収納率を上げる要因にはなっておりません。それを差し引きいたしましても、若干下がっているというのが、正確なその分析には基づいていないんですけれども、若干下がっているというのが現場の感想でございます。

それから、不納欠損についてでございます。不納欠損の件数は、先ほども申し上げましたように、2,837件でございます。そのうちの居所不明が139件、生活保護開始によって不納欠損となった方が15件、それから死亡、亡くなられたために不納欠損となった方が70件、時効によって徴収が不納となった方が2,613件ということになっております。

先ほど、副市長もおっしゃられたように、不納欠損につきましては、国保料につきましては2年間の短期消滅時効になっております関係で、通常の手続きであれば、もう2年たってしまうと不納欠損になって、徴収はできないということです。国保料そのものは、もうそういった短期消滅時効が採用されておるわけですが、やはりある程度、強制的なものをしていかない限りは、この分については下げるとするのは非常に難しいのかなと思います。

先ほども申し上げておりますように、払えない方については、やはり丁寧に対応する、これは必要なことであります。減免ができる方については、条例に沿ってきちんと減免の案内をさせていただ

ております。軽減できる方については、申告がなくて軽減ができない方については、これも徴収員を全戸訪問させまして、申告をしてくださいという取り組みをさせていただいております。その結果として、軽減がふえておりまして、そういった努力もさせていただいておりますが、払えるのに払わないという方については、そういったことを考えなければならないのではないかなというふうには思っております。

それから、3点目の一定の障害がありで65歳から74歳の方、今、正確な数字を持ってないんですが、ざっくりした数字でよろしいでしょうか。19年度に移行撤回された方が約170名いらっしゃいました。20、21年度で、75歳に到達したので移行されている方がいらっしゃいます。先ほど来、国保料が安いので国保に残っておられるという話をされておったんですけども、実は、その後期高齢者医療制度に移った方が安いという方もいらっしゃるんです。一般的に全国で言えば、7割ぐらいの方が後期に移った方が安いというふうに言われております。摂津の場合は、先ほど副市長もおっしゃられましたように、一般会計から法定外繰り入れをしております関係で、国保におられた方が安いという方も多いと。そういったことで、この10月に、後期高齢者医療制度への移行の勧奨事業というのをやっております。そのときに抽出をさせていただいたのが約120名でございます。ですから、19年度に移行撤回された方のうち、50名ぐらいは20、21年度で75歳に到達されて、後期の方に行かれたか、あるいは異動されたかということでございます。120名の方のうちの約半分の60名の方が、後期に行かれた方が国保料よりも少

し安い。かなり安いという方もいらっしゃいました。そういう方については、私どもの方で行ってくださいとは言えませんが、こういう状況がありますということで、全員の方にお知らせをさせていただきました。そうしますと、やはり反応がありまして、今の段階では20名ぐらいの方が、後期の方が安いんやったら後期に行こうかというようなことで、今、ご相談を承っているところでございます。

医療費につきましては、特に障害がありで65歳以上の方は、平均値で170万円ぐらいの年間医療費がかかっておられますので、20名の方が移行をいただきましたら、後期の方で3,400万円ぐらいの医療費を面倒見ていただけるということになりますので、私どもとしては情報を提供して、そんなんやったら言ってくれたらよかったのについていうことがないように、信念を持って後期には行かないという方もいらっしゃいますので、それはそれとしまして、それやったら言ってくれたらよかったのについていうのはないようにしたいと考えて、今、事業に取り組んでおるところでございます。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 収納率の問題について、詳細な分析はできていないというようなお話でありました。確かに退職被保険者の方が、この20年度から一般被保険者に大分入ってこられて、今まで高かった方も来られたんだと、いろいろな要因があろうかと思うんですけども、しかし、収納率が低いと言わざるを得ない、その対象の方というか、特徴の方がおられるわけで、ぜひそこら辺のことも詳細に分析していただいて、そういう方に対して、どのような感じでアプローチをしていけばいいのかということ、不納欠損のことともかぶってくると思うんですけ

れども、副市長がおっしゃられたように、債権管理委員会を立ち上げられて、いろいろと当たっていただいているということなんですけれども、やはり、まずは私は詳細の分析があって、それに対する対策が出てくるんだと思っておりまので、ぜひこの点については、事務が大変かもしれないけれども、お願いをしたいなというように思います。

それと、不納欠損についてお聞かせいただきまして、短期消滅時効によって不納欠損になったというケースが2,613件もあるということで、非常に多いなというような印象を受けております。これは、先ほど副市長もおっしゃられたように、今後は少額訴訟といったことも含めて対応していくということでございますので、ぜひこれは、公平感という問題からしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思っております。

それと、後期高齢者の問題ですね、一定障害お持ちの方で、どれだけの方が撤回届を出されて、国保に戻ってこられたのかというようなことをお聞かせいただきました。例えば保険料という問題の点をとっても、実は後期高齢者医療制度に行った方が安く済むんだというような方もおられるというお話もございましたし、また、いわゆる負担割合を考えたときに、私は後期高齢者医療制度の方が1割ということもあって、相当にそちらを選ばれる方が、私、出てきてもええと思っております。この点についてはですね、やはりその後期高齢者医療制度自体が、これからどうなっていくかわかりませんが、草創期ということもあって周知不足ということもあるのかなというふうには感じておるんですけれども、ぜひこの点については、市としても高齢者に対

してもっと周知をすべきだということで声を上げていただきたいというを要望として、終わりたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時1分 休憩)

(午後2時2分 再開)

○森西正委員長 それでは再開します。

認定第9号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、9号について、1点お尋ねをさせていただきます。

この後期高齢者の医療制度で、決算概要の244ページの部分なんですけれども、これは後期高齢者医療広域連合納付金ということで、金額が計上されております5億3,370万8,252円ということで決算をされておりますけれども、それが今回、監査意見書の49ページから50ページに載っておりますように、これは実質的に不用額が7,711万9,748円というふうに載っておりますけれども、先ほどのお話からでも、国保また老健に関していろいろ、後期高齢者医療に関したこともあって、関連でお話がたくさん出ておりましたけれども、この本年度の決算額については、形式収支また実質収支とも、2,017万4,000円の黒字となっているというふうに書かれております。これは、たった1年間ということで、この後期高齢者医療制度ができてからの経過で論じるというのは、甚だ難しい側面もあると思うんですけれども、この後期高齢者医療制度に切りかわってからどのような効果があったか。

健全運営化に対して、見る角度でかなりいろいろとご意見もあるだろうとは思いますが、今後これを実施していくことによって、どのような効果が予測されるのか、お聞かせをいただきたいと思うんです。今回、政権が交代をいたしましたし、新政府は2年後には廃止するとの方向を示唆して打ち出しもしておりますけれども、現状としましては、この地方分権を盾に、各自治体の財源の状況に関係なく、いろいろな面で地方自治体に負担が大きくなっているという傾向が濃くなっており、感じます。新政府も同様に、一たん実施したもののついて変更していくと。先ほど来、佐藤部長の方からお話がありましたように、いろいろな絡みがあってなかなか簡単に改善できるものではないというようなお話もありました。また、今回のこの後期高齢者医療制度については、私の聞いた範囲内では、摂津の後期高齢者の方、お会いした方の大半のご意見は、上がったという方を、私の場合では一人もお聞きしたことがなくて、単身者の場合なんか安くなりましたということが多いんですね。単純に単身の方が安くなったからといって、いろいろな例もありますので、世帯全体としてみて後期高齢者の部分の医療費は安くなったけれども、世帯全体の出費と考えては、また別の出費がふえて、安くなったとは一概には言えない世帯もあるかと思っておりますけれども、単身者の場合、自己負担率が高いと思うんですけど、その人の場合は安くなったと非常に喜んでおられました。こういったことを踏まえて、今後変更の方向を現政権では示唆しておりますけれども、このたった1年間、短い間ではありますけれども、どのような効果を感じておられたのか、この点について、お聞かせをいただける範囲

で結構ですので、お答えをいただきたいと思っております。

また、同じページの上の段に、OA機器管理事業の中で、システム開発料が、丸々419万6,000円、これは全額翌年度繰越になっております。これは先ほど申しました、恐らく後期高齢者医療制度のシステムの構築のための費用かなとは思いますが、この中身についてお聞かせをいただきたいと思っております。これは、制度がもしかしたら変更になるかもしれないという理由で次年度に繰越しをされているのか、それともまた別の理由があって翌年度繰越になっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、後期高齢者医療特別会計の本保委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、黒字になった理由でございますけれども、この後期高齢者医療特別会計の概要は、大ざっぱに言いますと、市町村が保険料を集めて、基盤安定繰入金という低所得者への負担金を合わせて広域連合へ納付するというのが、この会計の基本でございます。

2,000万円の繰越が出た理由でございますけれども、保険料の徴収をいたしますにつきまして、市の会計では5月末までが平成20年度予算として調定されますけれども、広域連合の方は、請求の支出決定を3月31日までにする関係で、4月、5月に市が納入した分につきましては翌年度に広域連合へ支払う関係上、その分が丸々あきますので、その分が黒字ということで考えていただければいいかと思っております。

次に、高齢者医療の効果ということでございますけれども、対象者に対しまし

ても利点もあり、またご迷惑をかけた点もあるとは思いますが。それで、例えば効果ということですが、先ほど本保委員がおっしゃったように、低所得の方、単身者の方につきましては、摂津市の国保よりおおむね低額であるということ、また、大阪府内で統一された料率になりましたので、そういった大阪という形で、どの市が高い、安いというようなことはなくなったというのが利点かなというふうに考えております。

次に、419万6,000円を平成20年度から21年度に繰り越ささせていただいた件でございますけれども、おっしゃっているとおり、システム改修に係る費用でございます。この制度が発足以来、国民各位から非難を受けまして、国におきましても平成20年度で保険料を低額にする補正予算をいたしました。その補正予算に対応いたすものとして、平成21年度に9割軽減を新設する、それから所得の低い方の所得割50%の軽減、これは年金収入211万円以下の方を50%にするとか、特徴をしたくないという方に対して、特徴と普通徴収の円滑な切りかえをするということで、国の補正予算に対応いたしまして、本市も平成21年3月30日に補正予算を計上させていただいて、繰越明許費の可決を得たところでございます。

この事業につきましては、平成21年4月21日に契約をいたしまして、平成21年7月31日に事業を完成いたしております。なお、この419万6,000円につきましては、全額国庫負担となっております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 このシステムの方は国の施策には関係なく、前政権の段階での部分で、期割軽減その他の暫定措置に

対するシステムをつくっていただいたということですのでよろしいですね。

あと、これを現時点では稼働しているということでご答弁をいただいたと思います。よくわかりましたので、ありがとうございました。

また、その前の、世帯によってやはり大きな開きがあるということで、よい点では大阪府内統一した料率になったということがよいとされることだということでご答弁をいただきました。先ほど、堤参事の方からも別件でお答えをいただいておりますように、ご答弁の中で、やっぱり広域で行うのは将来の国保のあるべき姿だと考えるというふうにご答弁されていたと思いますけれども、これはやはり全体としてもそのように考えておられる方は多いのではないかなというふうに考えます。私の方も、財政全体の使い方としては、さまざまな形でさまざまな分野のものを広域で取り組んでいく方が公平感があり、また、お互いに負担が均等になりやすいと申しますか、そういった状況になるので、やっぱりいろいろな形で、広域で連携して行って、保険だけではなくて、さまざまな方面で連携できるところは連携していくというのが、今後やはり地方分権に対して、先ほど申しました各自治体の財源の状況に関係なく負担が大きくなっていくと。国の方が税源移譲ということに重点を置くよりも、やはり現時点では負担増の方に力点を置いて、地方自治体が責任の方を持たなければならないような仕組みというような方向で政策が進んでくるように、また感じておりますので、この点につきましては、今後その新政権がどのような動きをするのかということも、まだまだ、今の段階でもまだはっきり決まっておられませんので、しっかりと注視をしていきたい

なと思いますけれども、佐藤部長がくしくもおっしゃいましたように、やはり国保全体として、この後期高齢者の医療制度も含めて、きちんとした形で対応できるように、しっかりと国もつくった制度を簡単に改善することがないように、本市として要望していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 今の本保委員の質問でもご説明いただきまして、2カ月分の保険料納付の時差があるということはわかったんですけども、いろいろなお金が集まりまして5億3,000万円納付をされて、保険料だけで言うと4億7,000万円の収入済額ということなんですけども、ここの部分で、1年目ですから欠損なんか出てこないんですけども、未収額云々で、それこそ欠損とかいうことになると、先に納付をして集められなかった部分というのは、精算がされるんでしょうか。それとも市の負担に積み上がっていくということになるんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、1年間のスタートですから、最初から資格証の発行なんていうのはなかったんですけども、この間いろいろ批判も集まりまして、連合事務局は資格証の発行なんかはちょっと見合わせていくというようなことをお聞きしておりますけれども、短期証なんかを発行されているのではないかというふうに聞いておりますが、その短期証それから資格証の発行状況をお聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 山崎委員の質問にお答えします。

未収入になった部分につきましては、当然これは未収として、広域連合の方へは払いません。あくまで市町村が収納した金額の限りにおいて広域連合の方へ納付させていただくということになります。

また、徴収いたしました保険料よりも納付金の方が多いということにつきましては、これは基盤安定繰入金と申しまして、軽減した保険料を、府が4分の3、市が4分の1をもちまして、その分と、我々が徴収いたしました保険料を広域連合に納付いたしますので、納付した保険料よりも納付金の方が多いというのが実情でございます。

次に、資格証の問題でございますけれども、委員ご指摘のように、政権交代以後、資格証につきましては通達で、事実上資格証を発行することはできないような形になっておりまして、広域連合の方からも、資格証の発行についての事務については、延期という通知が来ております。

短期証につきましては、現在、本市におきまして13名の方に、平成22年1月末を期限とした短期証を発行しております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 未収分は入れる必要がないということであれば、摂津市に負担がかかるということであれば、それは安心はするんですけども、未収が上がってこないということと言うと、府の連合の方で、これは赤字がどうなっているのか、もしわかるようでしたらお聞かせいただければなど。今も連合議会の方でも決算をやっているということをお聞きしておるんですけども、もし何か情報があればお聞かせいただきたいと思います。

後期の方も天引きということだったんですけども、これは口座振替もできると

というようなことなので、収納率の関係、どんな感じなのかなと。13名に短期証が出ているということになると、やっぱり滞っている方もいらっしゃるのかなと思っておりますので、資格証の発行は先延ばしということなんですけども、この制度そのもの、資格証が完全になくなるということではないという態度は変わっておりませんので、この制度をどう見られるかということになると、悪い制度を維持するというところに、私はちょっと理解に苦しむわけなんですけれども、来年の保険料改定では、今の試算で1人当たり1万2,000円ぐらい最低でも上がるというようなことは、全国的な試算もあるわけなんですけれども、こういった部分で広域連合自体の赤字との関係で保険料がどうなっていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 後期高齢者の保険料の徴収率は、広域連合の財政運営にどう影響するかということでございますけれども、当初、広域連合におきましては、保険料収納率を99%で計上いたしておりました。そして、大阪府全体で98.4%ということで、それほど大きな歳入不足は生じないというふうになっております。

次に、来年度保険料についてということでございますけれども、つい最近、広域連合の方から、平成22年、23年の保険料率についての試算というのが示されました。それによりますと、あくまで試算ですけれども、いろいろな要因がありますけれども、新聞紙上を賑わしておりますように、10%以上の値上げが必要となるというデータはいただいております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 国でも連合議会でも議論はされておるんですけれども、政権交代での一番の焦点だったと思うんですけれども、この悪い制度を当面おくとということに、私たちは理解に苦しむわけなんですけれども、先ほど、佐藤部長にも説明してもらったように、高齢者の医療負担をこれからどうしていくかというところで、やっぱり抜本的な制度改正というのが必要にはなってくるんでしょうけれども、制度をさわるに当たって、国がどれほど負担をするかというか、高齢者の医療に対してかかるお金を被保険者に求めるのではなくて、国がしっかりと入れていくと。この間、2,200億円の削減をずっとやっていて、医療に関するお金を減らしてきた一番のひずみがここにきていると思っておりますので、国の制度をしっかりと、国のお金を入れる医療の制度というものを決断してもらえるように期待もし、要望もしていただけるように、私からも強く要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 私の方からも1点、お尋ねしたいことがあります。

先ほど来、議論がありましたように、この後期高齢者医療制度になって、本人の負担する保険料でありますとか、また、医療費とかの点で、法的な軽減措置などもあって、今の時点では負担が軽くなっている、そういう方もおられるかと思うんですけれども、ただ、いろいろと制度を運用していく中で、例えばこれまで、国保のときには受けられていた窓口の一部負担金減免なんかが、この後期高齢ではなかなか使えないというふうな声をお聞きしたりしたんですけれども、その点、今の条例の中で、摂津の国保では受けられるけれども、後期高齢者の広域連合の

中では受けにくくなっている、受けられない、そういうようなものについて、担当課で認識している部分があればお聞かせいただきたいんです。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 弘委員の質問にお答えします。

一部負担減免と申しますのは、医療費の自己負担の減免のことをおっしゃっていただいているんだと思いますけれども、国民健康保険の場合でしたら通常3割負担、3割負担でない方もおられますけれども、後期高齢者医療の対象の方になりますと原則1割負担、入院しますと通常保険対象分では4万4,400円の自己負担で1か月間入院できると。そのほかに食事代とかいろいろなものが要りますけれども、そうして非課税世帯になりますと2万4,600円、それから、年金が一番安い方でしたら1万5,000円で1か月間入院できる。そういうことを考えていきますと、広域連合の方にも一部負担金減免という制度はございますけれども、基本的な考えは、1万5,000円を負担できない被保険者につきましては、やはり一部負担減免の趣旨から外れているのではないだろうか。それは別の制度で生活を保障していただくのが筋ではないかというのが基本的な考えだと思います。しかし、災害とかやむを得ない理由によりまして、その一部負担金の減免が完全に閉め出されているわけではないというふうに考えております。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 若干、補足をしたいと思うんですが、先ほどご質問の中で、国保であった部分が、今度、後期高齢者の広域連合で一部負担金減免がなくなるという趣旨でのご質問をいただいているわけですが、平成19年度までは、障害

認定を受けている方を除きまして、75歳未満については国保で保険料を納め給付も受けるという仕組みになっていて、75歳以上の老健の方は、国保に加入いただいて、保険料は国保に納めていただくんですが、給付については老健という制度の中で受けるということで、医療給付の保険者が変わっておったわけです。そういう中で、実は先ほどご質問された国保であったんやけど広域になったらなくなったということじゃなくて、もともと、現在の後期高齢者医療制度に基本的には対象になっている75歳以上の方については、一部負担の減免制度というのがもともとなかったことですので、決して後期高齢者医療制度ができたから今まであったものがなくなったということではございませんので、その点を補足しておきます。

○森西正委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時31分 再開)

○森西正委員長 再開します。

認定第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問はございませんか。

本保委員。

○本保加津枝委員 1点だけ、この8号についてお聞かせをいただきたいと思います。

概要の238ページから239ページにかけて、介護相談員派遣事業、83万7,580円について、お尋ねをしたいと思います。

事務報告書の方には、介護相談員派遣事業としまして、介護相談員12名が2名1組となり、市内の入所、通所施設15カ所を月2回、一部月1回訪問し、利用者への相談活動を行う。また、介護相談員連絡会を月1回開催し、活動報告や意見交換を行うというふうに記載をされておりまして、1年間で312回、月26回平均、12カ月間ということで記載をいただいておりますけれども、それが予算のうち80.8%の執行率なんですけれども、残りが19.2%、予算現額が103万6,000円のところを83万7,580使っておられて、19万8,420円残っているということで、この中で一番大きなものを占めておりますのが、この研修参加負担金です。これが12万2,000円残っております。この件についてはどういう中身であるのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、この介護相談員さんの方が、入所・通所の中で利用者への相談活動を行っているということですが、具体的にどんな形で、またどういう声が上がっているのか、介護保険課の方で吸収をして、それでデータをとっておられるのかどうか。また、とっておられるのであれば、その中身について、どのようなご相談が多いのか等々、お聞かせいただける範囲で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思っております。

あと、コミュニティソーシャルワーカーの事業との連携はどのように図られているのかも聞かせをいただきたいと思うんです。これは、この介護相談員さんの派遣事業が施設向けですので、その反面と言いますか、地域における福祉課題を把握したり、必要な支援を行うというふうに内容が示されていますコミュニティ

ソーシャルワーカーさんの事業と連携はされているのかどうか、この点について聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 それでは、介護相談員派遣事業についてのお問いにお答えいたします。

まず、予算の執行についてということで、研修の費用に残があるということなんですけれども、これは大阪府の外郭団体が毎年新任研修・現任研修ということで定期的実施しております研修会に、私も摂津市の介護相談員12名が参加しておるということでございます。

金額とイコールで合うかどうかなんですけど、研修の負担金が、改定等もありまして、この年度は残が出たということで把握しておりますが、特にそれについて研修内容がどうこう変わったとかいうことではございません。

具体的な活動につきましては、事務報告書にもありますように、2名1組で市内の入所と通所の施設を定期的に訪問しておるんですけれども、その中で、具体的な相談事例ということで、例えばデイサービスでのリハビリの時間が、送迎の順番が違うことによって、人によって短かったり長かったりということがあって、それがなかなか事業所の方に言えないというのを、相談員を通じて順番をローテーションしたというような事例があったりとか、あと、直接の相談ではないんですけども、相談員が施設を訪問することで、気づきということで、例えば、いわゆる施設内の臭気といいますか、トイレのおいとか、そういうことが、なかなか施設の職員がずっとそこにいますと気づかないというようなことが、外部から来た相談員が気がついて、空気の入れか

えとか脱臭をこまめに行うようになったとか、そういうことで職員の意識が変わったりというような効果もあらわれております。

この訪問以外でも、例えば先進的な取り組みを行っている他市の施設を見学したりとか、他市の相談員との交流会を開いたりとか、あるいは事業所と相談員との交流会と申しますか、意見交換会を年1回持ったりとか、そういうような取り組みを行っております。ただし、ご指摘のように、これは通所・入所の事業所と相談員とそれから行政との3者での取り組みということになっておりますので、地域での取り組みというところまでは、この介護相談員の派遣事業としては想定していないと申しますか、取り組みは行っていないというのが実情でございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 実際、研修費の残すけど、余りにも金額がたくさん残っているんで、今ご答弁いただいたように、毎年外郭団体の研修会に参加しているということでしたら、ほぼ同じような水準で金額が想定されるんじゃないかと思うんですね、予算額が。余りにも金額的に、残ってる方が多いですね。ですから、ちょっとこのことが気になったんですね。例年と違う、あるいは何か、大きくこれほど違うというのは、金額の大小ではなくて、全体を占める比率として、20万6,000円に対して12万2,000円と残っている方が多いもんですから、ちょっと気になりましたのでお聞きをしました。その辺は、今のご答弁で把握をしておられないようなことですけれども、研修の内容とかについてはきちんと把握はしていただいているのでしょうか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、この入所・通所の施設の件ですけれども、私も現場に立ち会ったことがありませんので、介護相談員さんがどのような目線でされているかわかりませんが、くしくもきょうは介護の日ということで、介護を本当に受けておられる方についても、また、介護の周囲のサポートをされる皆さんについても、やはりこれからは介護のさまざまな形での環境改善と申しますか、環境整備というものが、働いておられる方は、やはり負担と申しますか、一生懸命されていても、なかなか生活が充実するほどの収入が得られないとか、労働時間とか労働力に比して賃金が支払われていないとかということで、現場から、志を持ってその仕事に従事されてても撤退をしていかれると、続かないというような現実があるというようにも変わっております。介護をされる方は、さまざまな形でその報酬のアップも試みて、前政権のときも対策もしましたけれども、それも現場に下りていく間に、実際的に本当に効果的に行われているのかということになると、その現場からの反響というのが薄いというような現状であります。

私も一度、ある施設を見せていただきに伺ったことがあります、以前ですけれども。専門家でない私でも気がつくようなことで、かなり改善をされていないような問題がありました。その改善を課の方をお願いをしましても、長い間かかりましたね。確認をするまで改善ができていなくて、確認をして、もう一度強くお願いして、やっと改善をしていただいたということが過去にありました。相談員さんが現場に行かれて、今の、例えば臭気なんかについての気づきとかということについて、中にいる人はそれが当たり前になっているのでわからないと。こ

れは確かに、すごく重要な点だとは思いますが。こんなことでは不衛生ではないか、こんなことでは危険ではないかというようなことが、平気で日常の中で放置をされているようなことがありました。そういったことについてでも、きちんとこの機能が果たせるように、介護相談員さんは、訪問事業ですから、さまざまな形でしっかりと施設の利用状況とかそういったものについても目を配っていただいて、環境整備に真剣に、今以上に、今も真剣にしていると思いますけれども、真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

それと、この連絡会議なんかも行っていただけてますけども、介護の現場の環境といいますのは、やはり介護される側の方だけじゃなくて、しておられる方もいろいろなご要望とかお声がありますので、行政にその声が上がってくるような役目もしっかりと担っていただくようお願いをしたいと思えます。

この介護相談員さんの派遣事業と、コミュニティソーシャルワーカーとの事業は違うので、連携はとれていないということでしたけれども、やはりきのうまで地域で在宅であった方あるいは地域の中で活動しておられた方が、何らかの理由で施設に入所されるということは、ありがちなことになってきております。高齢化が進んでいきますと、そういった事例が普通になっていくような状況のときが来ると思えますので、やはり現時点からしっかり、連携がとれていませんというのではなくて、地域でこの人はこういう状態でした、それがやっぱりコミュニティソーシャルワーカーさんの事業の中身だと思いますので、そういったことをしっかりと把握をしていただいて、民生委員さんとも連携をお願いするように、この

前も要望いたしましたけれども、さらにきちっと施設をいろいろな形で訪問して対応されている介護相談員の方の連携をきちんととっていただいて、地域から入所、また入所された方が退所されて地域へ戻られたということがはっきり介護保険課の方で把握ができるように、連携をとれるような形でこれから進めていただければと思います。縦割りで、入所されたらそれっきり、在宅になったら在宅の人だけという、様子がわかれへん、何かいてはれへんようになって、また入所しはったんかなって言うて、地域の方はそんなふうにしてもらったら亡くなっていたとか、自宅で。そういった事例も耳にしましたので、やっぱり地域と施設の間の連携、しっかりとそのつながりをつけていくのが行政の役割でもあると思いますので、その辺はこれからの高齢化を見据えて、きちんと連携がとれるような体制づくりをしていただけるようお願いをして要望とします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、幾つかお聞きしたいと思いますが、まず歳入の方ですけども、保険料段階がまたことし見直しされまして、3年間は前の制度のもとだったんですけども、若干軽減の措置なんかもされたと認識はしておるんですけども、保険料収入が上がっているわけですけども、被保険者数の純増ということになるのかと思うんですけども、65歳を超える加入者数、これは予算のときに見積もりというか、計算に入っているのではないかと思いますのですが、予算よりも大きくなってきたその理由をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、その割にほかの支出金が調定額でも変わってはならないわけですが

れども、これは被保険者数とは関係がなく、介護認定、受給、お金を出た方の数が対象ということで変わらないのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

それと、170ページの歳出の方で、安定化基金とか積立金、こういったものがあるわけなんですけども、積み上がってきていると認識をしておるんですけども、残額がどのような形になっているのかお聞かせいただきたいと思います。安定化基金とか13億円、支出の方では積んで、歳入の方では9億円ぐらいいただくというような形になっているような気がするんですけども、お聞かせいただきたいと思います。

それから、164ページの4番の居宅福祉用具の購入というやつなんですけども、介護用品の支給で、ちょっとこの間話もさせてもらいましたけれども、この保険も使って何かできるということになるのでしょうか。市の介護用品の補助との関係をちょっと教えていただけたらと思います。

それから、172ページの公債費なんですけども、これは3年スパンで、今年度で終わるというふうに私は認識しておるんですけども、ちょっと中身を教えていただければと思います。基金とともに返して、これが全部積み上がるという形になっているのではないかとこのと、それから最後に、一般会計の決算書の最終、274ページで、介護基金1億2,628万円、介護従事者基金3,939万円と、こうなっているわけですけども、これは市の方でまた積んであるというものかどうか。これの説明をお願いしたいと思います。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、保険料の歳

入についてお答えします。

この保険料の予算につきましては3年間の事業計画ということで、平成18年度、19年度、20年度の被保険者数や所得段階の割合であるとかを平成17年度中に計画を立てまして、それに基づいて保険料の収入あるいは国庫、府費等の収入、それから給付費も3年間の計画を立てまして、それで基本的に予算組みをしておりますので、どうしても最終年度になりますと乖離が出てきているということがございます。実際、被保険者数が計画よりも多くなったということが収入増の主な原因というふうにとらえております。

支出の方、給付につきましては、被保険者数の増ということはあったんですけども、計画にほぼ近い形の給付ということで、認定者数が思うほど多くなかったということでございます。それは計画の時点でどうだったのかということはあるんですけども、やはり前期高齢者が、急速に予想以上にふえておるということで、前期高齢者の方は比較のお元気な方が多くて、介護保険のサービスを使われることが少ないというようなことでございますので、被保険者の数はふえておるけれども、給付はそれほどふえずに計画に近かったというふうに分析しております。

次に、安定化基金の積立金のところでございますが、財政安定化基金につきましては、これは1号被保険者の保険料の中から、都道府県に設けられました基金の方に拠出しておまして、大阪府内の各市町村が拠出することによって、都道府県で給付が急激にふえてというときに交付金ということで交付したり、あるいは貸付金ということで貸し付けを行ったりするための財源ということでございま

す。

その動向につきましては、大阪府でも、金額までは私どもではちょっと掌握しておりませんが、かなりの金額が積み上がっておるといふふうに聞いておりました、実際交付金とか貸付金も出てるんですけども、積み上がったということで、平成21年度から23年度までの第4期につきましては、大阪府内につきましては、拠出金は不要ですよということで、平成21年度から3年間は拠出しておりません。ですので、過去の積み上がった基金の方で今後平成23年度まで、赤字の市町村には貸し付けや交付が行われるといふふうに聞いております。

それから、福祉用具の購入ということでございますが、これは市独自で実施してます介護用品の補助というものは別でございます、まず保険給付の介護用具の購入につきましては、種類としましては腰かけ便座でありますとか、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの釣り具と、こういうものが対象になっております。いわゆるレンタルしてほかの方がまた使えるような車いすとかベッドについては、レンタルとかいう形でまた消毒とか補修して、また次の方に貸し出しということなんです、排せつとか入浴とかに係るものについては、レンタルになじまないということで現物の支給が行われているということでございます。これも1割負担で利用できるものということでございます。

介護用品につきましては、紙おむつの給付ということで、介護保険特別会計の中の地域支援事業という、給付とは別の枠組みで実施しておるものでございます。

それから、公債費のことでございますが、これはご指摘のように、3年間で、第2期の赤字の部分を第3期の3年間で

かけて均等に、大阪府の財政安定化基金の方に返済したということで、平成21年度からはなくなっております。この大阪府からの第2期の赤字額が、正味の赤字額が約5,400万円ほどございまして、そのうち2,600万円ほどを府の財政安定化基金から借り入れて、3年間で均等に返済を行ったというものでございます。

それから、市の積立金についてでございますが、平成20年度末に、介護保険に関連する基金が2種類ございます。介護保険給付費準備基金、これにつきましては3年間で収支が合うようにということで事業計画を立てておるんですけども、基本的にはその3年間の財政を調整するために設ける基金でございますので、本来は最終年度にゼロになるというような計画を立てておるんですけども、この第3期計画期間中におきましては、最終年度の平成20年度に1億2,600万円ほどの積立金が残し、余剰金が出たということでございます。これにつきましては、全額を第4期の保険料の軽減の財源、いわゆる給付の財源に充てるということですので、結果的に保険料の軽減ということで、投入した事業計画を立てておりましたので、この1億2,600万円につきましては、3年間ですべて保険料のかわりに使うというような計画としております。

それから、もう一つの、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、これは国の特別対策の一環ということにはなるんですが、平成21年の4月から介護報酬が平均3%増額ということになりました。介護報酬の増額というのは当然、国庫、府費、市費にも影響するんですが、同様に保険料の増額にもつながるということでございまして、その保険料の増額

部分について、初年度は国が全額、2年目は国が半額を国費で出すということになりまして、その仕組みとしまして、平成20年度中に、全額市町村に、国から市へ交付しまして、これを市の方で、使う年度は市によって裁量があるんですけども、平成21年度から23年度の間には保険料の軽減のために使うということで交付されたものでございます。ですので、この3,900万円につきましても、一部300万円ほどは啓発とか経費ということで事務的な使途で使うわけなんですけど、それ以外の3,600万円ほどにつきましても、すべて平成21年度から23年度の保険料の軽減に使うというような計画を立てております。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○森西正委員長 休憩前に引き続いて再開します。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、2回目の質問をさせていただきます。

保険料の軽減については、予算のときにもさんざんやらせてもらいましたから、繰り返しにならないようにと思うんですけども、というのは、先ほどの介護基金について1億2,628万円、これは保険料軽減に使えるという話もありました。府への積み立ても、平成21年度からは要らないこととなります。先ほど、最初に保険料の収入の話もしましたが、この支給量以上に集められた保険料というのは、ほかの国府負担金とかいうのは、年度ごとの精算というか、余らないようにというか、足りないこともないように精算されるわけですけども、先ほど、思ったよりも収入がふえた、こういった保険料は先送りされるという意味でも、

今回、最終のページを見てもらったらわかるように、700万円の繰り越しも出てます。ことからは府の積立金も要らない。公債費もなくなるわけですね。だから相当余ってくる。この決算を見て思った以上に、私は、余ったと言ったらおかしいんですけども、黒字が出たんじゃないかなと感じておるわけですけども、このあたりをどう感じられるかお聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 介護保険財政の収支ということでございますけれども、繰越金というのは、単年度の歳入と歳出との差ということですので、その分は翌年度の歳入となるわけですので、実質的にはこの介護保険給付費の準備基金の残高というのが、これが正味の黒字ということになりますので、平成20年度末で1億2,600万円ほど、これが、過去これまでの累積の黒字というふうになります。これについてどう評価するかということでございますけれども、本来は、介護保険は中期財政計画ということで、3年で収支が合うようにということで計画を立てなさいと、そのように執行しなさいということで、そういう制度設計がされております。1期におきましては、約8,000万円の黒字がございましたが、2期については逆に、借り入れとか貸し付けとかもございまして、先ほどおっしゃってましたように五千数百万円の赤字。今回、第3期が1億2,600万円の黒字というような過去の財政になっております。その黒字・赤字というのが多い、少ないということはあるんですけども、これはいずれにしろ次期の計画の中でそれを解消していくというような計画を立てておりますので、そういう意味では継続的に、円滑に、持続可能

な形で財政運営を今後も行っていきたいと思っております。ということで、結果的に第3期については、先ほど言いましたような被保険者の増というような要因がございましたし、給付はそこそ伸びずに済んだということがございますが、今後はやはり、給付の伸びというのは当然見込まれるわけですので、そういう中で過去の黒字部分も含めた形で、できるだけ保険料の上昇というのもないような形で、継続的な運営を図っていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 市民生活というか、負担を考えると、国保も、後期医療も、この介護でも、会計では扱っている給付の部分と保険料の部分しか見えてこないわけですが、この介護保険では8億3,000万円の保険料のほかに、被保険者というかサービスを受けられる方は1割の負担をされるわけです。だから給付の31億円のうちの支給額の9分の1、丸々とは言いませんけれども、3億4,000万円ほどが自己負担分になったということだと思いをいたすわけなんです。つまり、後期と介護、両方とも黒字になっているわけですが、保険料負担などが市民に頼って黒字が生まれてきたものじゃないかと思っています。後期では窓口負担が最大の焦点でありましたし、介護の1割負担も、サービスを受ければ受けるだけ重くなるという部分では、この会計にあらわれない市民サービスの、生活の実態を見て、この自己負担などの軽減などもしっかり考えていかなくてはいけないんだと私は思っています。先ほども言いましたけれども、年金の半分が税金、保険料、医療、介護といった部分に消えてしまうような実情を、国に私は訴えていきたいと思っているんです

けれども、受けたくても受けられない、お金がないと、介護なんかでも受けたくてもお金がなくて受けられないというような窮状を訴えてこられたときに、ぜひ福祉の制度として、市が独自に手を差しのべられるような横だしの制度も考えていただきたいと思っております。国の法律で決まっているから、これは自己負担分でお金をもらわないといけません、保険料もいただかないといけませんということでは、なかなか生活が、最近はどうも耐えられないと思っておりますので、ぜひそういった制度も考えていただきたいということで、強く要望しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。弘委員。

○弘豊委員 私の方からも1点だけ、お聞きしたいことがあります。

先ほど、国民健康保険の特別会計の際にも質問させていただいたんですけれども、これは介護保険制度の運営状況という資料を見させてもらってるんですが、こちらの会計でも、保険料の収納率が、年々推移していく中で落ちてきているという数字が上がっています。この平成20年は86.1%というようなことになっているわけですが、やはりこのあたり、保険料が高い、重い負担になっているというようなことじゃないのかなというようなことは考えられますけれども、担当課の方でこの収納率にかかわって、どのような見解というか分析をされているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 保険料の収納率ということでございますが、実際に資料のとおり、収納率は低下しております。ただ、平成18年度から特別徴収、いわゆる

る年金からの天引きの方が、枠が拡大されておりますので、一定97%後半を保っておるわけなんです、特にやはり普通徴収という部分では年々下がっておるといのは事実でございます。

どのように分析しておるのかということなんですが、最終的には滞納が続きますと、2年間の時効で不納欠損ということになります。これはちょっと事後的な話になるんですけども、不納欠損した方の内訳ということを毎年分析しておりまして、やはり保険料の段階が第2段階、いわゆる本人さんが非課税で年収が80万円以下の方というのが突出して多いということでございます。全体としましては、65歳以上の被保険者の方の約2.1%が不納欠損になってしまっておるんですけども、第2段階の方は4%ということで、ほかの段階の方は2%未満ということですので、やはり非課税、収入が80万円までという方が、どうしても支払いが困難ということなのかなというふうに思っております。実際にそのすべての方についてコンタクトをとって、その理由とか状況の把握を担当の方でおるわけなんですけれども、結果的に生活が苦しくて納付が困難という方が約8割を占めているということでございます。申しおくれましたけれども、平成20年度末で不納欠損した方の人数が309人ございまして、そのうち248人の方については、生活苦という理由でございます。あと、ご本人さんが死亡とか所在不明とかいったことで徴収が困難という方が35名ということで、そのほか、なかなか制度への理解が得られないという方もどうしても残っておりまして、この方々については努力することでお支払いいただけたのかなと、こちらの方も思っております。そういう方々が26名

というような内訳となっております。

これについての方策としましては、まずは普通徴収の方、納期限の翌々月に督促状を送付しまして、それでも納付いただけない方は催告書ということなんですが、年4回、大体各1週間程度集中しまして戸別訪問を行いまして、それぞれの方の滞納の実態把握と納付の相談、制度のご理解、そして給付の制限のご説明を行っているということでございます。それ以外にも当然、通常窓口やお電話で納付の相談に応じて、保険料収入へのご理解をお願いしてるといようなことでございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 この滞納の問題では、先ほど副市長の方からもご説明がありました。やっぱり、払えない方、払わない方、それぞれの状況などはあるんだろうと思われるんですけども、やはり今の景気状況の中、またさまざま、自己負担額と言われるような、税にしる、国保にしる、この介護保険にしる、負担が重くなっている、そういう中であって、今のような現状が大きく広がってきているのではないかというふうに認識しています。

また、この介護でもそうですし、また医療でもそうですし、低所得の方、とりわけ貧困の中に長い期間置かれているの方が、より医療や介護が必要になってくる、そうしたことも専門家の方などの研究や統計などからもあらわれているのではないかというふうに考えています。そういった意味では、やはり減免制度の拡充、またそもそもの保険料が高い、こういう部分についての改善に向けて、市としても全力を尽くしていく、また国に、そもそものこの制度自体が、国民健康保険にしても介護保険にしても、やはり社会保障費を抑制していくような、そうい

う流れの中に今もあるのではないかと
うふうに考えています。

また、この介護保険のところで言いま
したら、先ほど保険料を軽減させるため
にということで、介護従事者への積立基
金ですね。これは介護事業者、介護労働
者の労働条件を改善するためには、介護
報酬を上げないといけない。そうすると
保険料にはね返って、利用者が重い負担
をしなければならない、こういう自己負
担といいますか、応益負担みたいな考え
方、そもそも社会福祉基礎構造改革とい
うような流れの中で、介護でも障害者福
祉でも、またさまざまな面でこういう流
れが強まっているんだというふうに認識
しているわけですが、そのこのとこ
ろを市としましたら、決まったことで事
務的な実務をやっていかないといけな
いわけですが、その中でできる限り最善
を尽くすというようなことをやられてい
るかとは認識しているわけですが、
引き続き市民の実態、実情をくみ上げて
いく、そういう声として、ぜひ、引き続
き取り組んでいただきたいというふうに、
このことは要望にしておきたいと思いま
す。

○森西正委員長 よろしいですか。

ほかに。

本保委員の質問に対して、補足説明と
いうことで。

山田課長。

○山田介護保険課長 先ほどの介護相談
員派遣事業の研修についてでございます
が、まず、研修の内容についてなんです
けれども、これは社会福祉法人大阪府総
合福祉協会というところが研修を実施し
ておるんですけれども、これは2日間の
研修ということで、例えば認知症への理
解とサポートの方法であるとか、高齢者
の虐待・拘束への対応であるとか、主に

そういう、認知症とか人権といったこと
と、相談援助の実務みたいなことを学ぶ
ような研修を、現任研修ということで、
既に相談員をされている方に毎年受講し
ていただいています。

予算との乖離ということなのですが、
実はこの相談員、1年任期で委嘱してお
りまして、改選ということになるんです
が、予算上は、半分ぐらい新任の方に入
れかわることも想定しておりまして、こ
のときは、現任研修は7,000円ほど
の単価なんですけれども、新任研修は3
万円、その年によって若干違いますけれ
ども3万円強の受講料ですので、新任が
半分、現任が半分ぐらいの想定で予算組
みをしておりまして、結果的には新任が
なくて現任の方だけということで、不用
額が出ておるといってございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 ありがとうございます
。大変よくわかりました。またしっ
かりと、こういった現任の方でも新しい
知識を吸収されて、現場対応、いろい
ろな形で、先ほども申しましたようにき
ょうは介護の日と言われておりますので、
マスコミ等もいろいろな形で、こうい
った介護の現場なんかも朝から報道もし
ておった番組もありましたし、現状が可
なりいろいろな形で難しくなってくるこ
とが予想されますので、しっかりとまた研
修内容を充実して対応していただきたい
と思います。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑
を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時49分 休憩)

(午後3時51分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決
します。

認定第1号所管分について、認定する
ことに賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定
しました。

認定第3号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定
しました。

続いて、認定第4号について、認定す
ることに賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定
いたしました。

認定第7号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定
いたしました。

認定第8号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定
しました。

認定第9号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めす。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定
いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後3時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り、署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 弘 豊